

第399回南国市議会定例会会議録

第5日 平成29年12月8日 金曜日

出席議員

1番 神崎隆代	2番 植田豊
3番 浜田憲雄	4番 山中良成
5番 岩松永治	6番 西川潔
7番 土居恒夫	8番 高木正平
9番 有沢芳郎	10番 中山研心
11番 前田学浩	12番 村田敦子
13番 岡崎純男	14番 小笠原治幸
15番 野村新作	16番 浜田和子
17番 浜田勉	18番 土居篤男
19番 福田佐和子	20番 西岡照夫
21番 今西忠良	

—*—

欠席議員

なし

—*—

出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 村田功
参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 西山明彦	参事兼財政課長 渡部靖
企画課長 松木和哉	情報政策課長 原康司
危機管理課長 中島章	税務課長 山田恭輔
市民課長 崎山雅子	子育て支援課長 田内理香
長寿支援課長 島本佳枝	保健福祉センター 所長 高橋元和
商工観光課長 長野洋高	建設課長 西川博由
地籍調査課長 古田修章	都市整備課長 若枝実
上下水道局長 橋詰徳幸	会計管理者兼 参事兼会計課長 橋田裕子
福祉事務所長 岩原富美	教育長 大野吉彦

兼 長 課 長 兼 員 長	竹 内 信 人	生涯学習 課 長	中 村 俊 一
教 育 次 長 兼 校 長 監 事	細 川 千 秋	農 業 委 員 会 農 事 務 局 長	土 橋 愛
消 防 長	小 松 和 英		

-----*

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	秋 田 節 夫	次 長	公 文 知 子
書 記	門 脇 智 哉		

-----*

議事日程

平成29年12月 8 日 金曜日 午前10時開議

第1 一般質問

-----*

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

-----*

午前10時 開議

○議長（岡崎純男） これより本日の会議を開きます。

-----*

一般質問

○議長（岡崎純男） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。19番福田佐和子議員。

〔19番 福田佐和子議員発言席〕

○19番（福田佐和子） おはようございます。

私は通告してあります、1 憲法について、2 介護保険について、3 中学生の重大事態についてお尋ねをいたします。

まず、憲法につきましては、市長は9月議会で土居篤男議員の質問に対し、戦後70年続いてきました平和憲法であります日本国憲法は尊重されなければならないと思っています、と答弁をされております。お考えに変わりはないと思いますので、今回は憲法に保障された平和を後世に残すための取り組みの提案と、そして要望をしておきたいと思います。

11月25日、26日の2日間、平和が一番南国市「戦争展」がよってこ広場で開催をされました。150人を超える市民が訪れました。後援していただいた南国市と教育委員会には、平和を願う同じ立場から、実行委員会にかわり心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

実行委員会の皆さんは何カ月もかけて準備をし、大切な遺品をお預かりし、商工会を初めたくさんの方の御協力をいただいて展示できたと聞いております。20代の若い人や小学生の子供と一緒にのお母さん、戦争を体験された人など、貴重な2日間だったと思います。遺品とともに添えられた、戦争は戦死者の心を忘れ去ったときから始まる、平和は戦死者を二度と出さないという誓いから始まる、の言葉は、多くの人に届いたのではないのでしょうか。

各地には平和資料館があり、こうした貴重な戦争遺品を市民に見える形で展示、保管をしております。9月議会で、生涯学習課長は、前浜掩体群を初めとする戦争遺跡は、過去の戦争から未来への警鐘の意味で重要な意義を持っており、悲惨な戦争を二度と繰り返さないため平和教材として教育価値のあるものであり、戦争体験を語る人が少なくなるにつれ、その価値は増すものでありますと答弁をされました。今後、戦争遺品がなくなってしまううちに資料館をと希望をされております。市としても、支援してはどうかと思いますが、お考えをお聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 福田議員さんから紹介されました戦争展につきましては、戦争の悲惨さを後世へ伝えていくためにも、非常に大切な取り組みであるというふうに思います。資料館ということでございますけれども、御紹介ありましたように前浜掩体群の重要性も生涯学習課長がお答えしたとおりでございますが、資料館の設置となりますと、少しどういうふうにしたらいいのかも含めて、お時間をいただいて検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（岡崎純男） 19番福田議員。

○19番（福田佐和子） 資料館につきましては、具体的に場所であるとか、規模であるとか、そういうことが相談があれば、ぜひ支援を視野に入れて、ともに実現を目指して取り組みをされますように要望しておきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

次に、介護保険について伺います。

介護保険制度は、家族だけでは支え切れず共倒れになったり、あるいは介護のために仕事をやめざるを得ない深刻な状況になったために創設をされました。当時、国は毎月わずかな保険料で必要なサービスが受けられる、介護を社会で支えるために創設する制度だと説明をされま

した。しかし、一方では欠陥だらけの介護保険、負担あって介護なしとも指摘をされる中、実施される市町村の担当者は大変な苦勞をしながら今日まで維持してきたことは理解をしております。

安倍政権は、要支援1、2の人の訪問介護、通所介護のサービスを保険給付から外し、地域支援事業に移行し、要介護1、2の人は特養にも入所できなくなっております。さらに今、要介護1、2の人の在宅サービスを保険給付からは外そうとしています。要支援1、2、要介護1、2の人を保険給付から外すことになりますと、介護認定者の6割以上が、保険料を払いながら保険給付が受けられないことになるのではないかと心配をしております。

国の財政審の建議でも、地域支援事業への移行は、サービス提供が進んでいない状況だとしています。介護保険加入者から介護を取り上げるだけでなく、介護報酬も引き下げようとしており、介護職の賃下げ、事業所の経営困難など引き起こし、安心の老後、安心の介護とは言えなくなっているのが現状です。介護保険料を支払いながら介護給付を受けられなくなる市民への対応を今後どうするのか、幾つかお尋ねをしたいと思います。大変重要になってまいりますので、市の現状と今後の対応についてお聞きをいたします。

まず、さきの介護報酬引き下げにより、要支援1、2の方が地域支援事業の対象になりました。対象となった人数と、介護サービスはそれまでと継続して同じように受けられているのか、お聞きいたします。

○議長（岡崎純男） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） 福田議員さんの介護保険についての御質問にお答えいたします。

介護保険法の改正により、要支援の方が利用する介護予防サービスのうち、介護予防訪問介護と介護予防通所介護が、全国一律の介護予防給付から市町村が実施する総合事業へと移行となりました。総合事業の対象者は、要支援1、要支援2の認定を受けた方及びチェックリストによる事業対象者となります。9月分の給付実績によりますと、総合事業の利用者は、訪問介護106人、通所介護97人となっております。本市では、総合事業開始前から実施している従来型の介護予防訪問介護と介護予防通所介護のサービスを総合事業に移行しております。また、2次予防事業として実施していた事業を、緩和された基準による通所型サービスに移行して実施しており、総合事業開始前と同じサービスが提供されております。

以上です。

○議長（岡崎純男） 19番福田議員。

○19番（福田佐和子） 次に、要介護1、2の方が介護保険から外された場合の影響について

てお聞きをしたいと思います。

市の要介護1、2と認定された人の人数と、介護が必要とされた方が保険から外された後、これまでと同じ介護サービスが受けられる見通しがあるのか、お尋ねをいたします。

○議長（岡崎純男） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） 9月分の給付実績によりますと、要介護1、要介護2の方で訪問介護サービスを利用された方は184人、また通所介護サービスを利用された方は219人となっております。社会保障審議会の介護給付費分科会におきまして、厚生労働省の報告案が示され、介護保険の訪問介護サービスのうち生活援助について、来年度に見直しを行うという案が示されております。具体的にどのようなことになるかということにつきまして詳しいことは決定しておりませんが、制度改正につきましては国の動向を注視してまいります。

以上です。

○議長（岡崎純男） 19番福田議員。

○19番（福田佐和子） こうした制度の改悪で不安は増大をする一方ですが、介護の必要な人を介護給付から外して地域支援事業に移行した結果、介護する側の資格要件も緩和をされております。介護は高齢者の命を預かる重要な仕事です。国の言うように安上りを目指しては、介護を受ける側も、そして働く人も安心することができません。安全性も含め、これまでのサービスが維持できるのか、非常に懸念がされております。要支援1、2、要介護1、2の方の介護サービスについては、市が責任を持って今後は保障すべきだと考えますが、どのように対応していかれるのでしょうか。

○議長（岡崎純男） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） 今回示されております要介護1、要介護2の訪問介護サービスの生活援助につきましては、生活援助の担い手の拡大、人材確保に対応するものとして、ヘルパーの資格の基準緩和などが示されておるところです。サービスの質の確保ということについての検討ということでは、新たなヘルパーの研修の創設なども検討をされております。市といえども、現在総合事業で従来型のサービスのほか、緩和した基準によるサービスが実現可能となっておりますが、研修等を受けた方に担っていただくということを考えております。

以上です。

○議長（岡崎純男） 19番福田議員。

○19番（福田佐和子） 介護報酬の引き下げで、市内の介護事業所はその後運営できているのでしょうか。市内の介護事業所の運営状況をお聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） 介護報酬につきましては、前回介護報酬の改定で2.27%の引き下げが行われております。また、市内の介護事業所では介護職の人材不足ということが非常に深刻な問題となっております、それらのことに起因して事業所の運営が厳しい状況にあるということが考えられます。介護報酬につきましては、診療報酬、介護報酬の同時改定となる平成30年度の動向が非常に注目されておりますが、具体的な決定は来年になるという見込みであります。介護職の人材不足ということにつきましては、市内の事業所のほうからいろいろなお話もお伺いしておるところでありまして、国への要望も行っており、今後事業所の円滑な運営が行われるように、引き続き必要な要望をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岡崎純男） 19番福田議員。

○19番（福田佐和子） 運営困難は、報酬引き下げが原因で人材不足ということを引き起こしているのではないかと思います。今後の対応が大事になってまいります。

次に、介護サービスのチェックについて伺います。

介護サービスは、本人の状況により必要なサービスを、ケアマネジャーが介護計画を立て実施をします。同じ介護度でも、家庭環境や住居、地域性から、介護の必要性は違ってきます。そのサービスが適正かどうかを市がチェックすることになると、専門的な知識を持つケアマネの判断や介護を受ける側の一人一人の実態や希望など加味されず、回数の多い少ないだけで判断されるようになるのではないかと、これも大変危惧をされております。今でも既にそういうことが起きているのではないのでしょうか。適正の名のもとに制約がかかるとは思いますが、お考えをお聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） 本市では、平成23年度から要支援1と要支援2のケースを対象に、モデル事業として地域ケア会議を開催をしております。また、平成24年度から本格的に実施をしております。平成27年度からは要介護1の方まで対象を広げて、ケアプランが自立支援型に沿ったものであるかということ専門職からのアドバイスを受け、個別のケースごとに支援の方法、今後の方向性などを検討しております。地域包括ケアシステムの実現に向けて、さまざまな多職種の方がかかわって高齢者の個別課題を検討し、高齢者の自立支援につながるということを目指して実施しております。

以上です。

○議長（岡崎純男） 19番福田議員。

○19番（福田佐和子） 一方、介護サービスを切り捨てる方向にありながら負担を引き上げようとしていることについて、市民の影響を聞きたいと思います。

公平な負担と言うなら、多額の収入を得ているところから。これは納税の原則だと思いますが、介護保険制度から見てもサービスを切り捨て負担をふやすことは、介護を社会で支える制度ということで創設された介護保険制度から見ても許されないことではないかと思いますが、市のお考えをお聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） 市といたしましては、これからの高齢化社会を迎えるに当たっては、介護予防事業への取り組みを進めるということが重要であると考えております。健康寿命を延ばし、できるだけ地域で生活していくことができるようにということで、支援の必要な方、介護が必要な方につきましては必要なサービスが提供できるようにということで、介護保険制度の中で努めてまいりたいということを考えております。

以上です。

○議長（岡崎純男） 19番福田議員。

○19番（福田佐和子） 国の狙いは介護費用の削減だけで、国の言いなりでは本当に介護が必要な人が受けられないことになってしまいます。要介護になるのを誰も望んではいません。介護保険はいざという時のためのものであり、介護は受けられないが保険料はきちんと払ってくれ、これは納得できない話です。市は、市民の老後を考え、ただでさえ困難な日常の要介護の人が安心して介護を受けることができるように、早期に対策を考えるべきだと思います。これは市民からの知恵もかしていただくことも大事です。同時に、市長会等を通じて、国に対して現状について声を上げることを要求しておきたいと思います。できる対応策はあるのか、また国への要求をするのか、お尋ねをいたします。

最後に、介護予防の提案を一緒にしておきたいと思います。

介護度を下げると交付金がふえる。これは特定健診も同じですけれども、こうした方法ではなく、御本人が一番うれしい状況になる支援こそ必要ではないかと思います。近隣の市では、ポールウォーキングを市の事業として行っているところがあります。そうしたことにもぜひ取り組んでいただきたいと思います。国への要望とあわせて取り組みをお聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） 南国市では高齢化率が30%を超え、今後も高齢者は増加をして

いきます。地域で高齢者を見守り、支えていく仕組みということをつくることも重要と考えておりますし、先ほど言われましたように、必要な要望は国へも上げていくということもしていきたいと考えております。

また、御提案をいただきました健康づくり介護予防としてのポールウォーキングにつきましては、内容、また市町村等の実施状況も参考とさせていただいて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 国への要望ということでございますが、必要なことは国へ、県を通じて上げていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 19番福田議員。

○19番（福田佐和子） 以上で介護は終わりたいと思っておりますが、市長会のほうへはぜひ、よろしく願いをいたします。

次に、中学生の重大事態についてお伺いをいたします。

文科省は、2016年のいじめ認知件数が32万件に上ることを明らかにいたしました。これは北海道新聞ですけれども、高知でも同じような内容で、件数であるとか、あるいは今後早期発見などの対策が必要だとする報道があったところです。この中には、高知県南国市で15年に自殺した中3男子生徒の、ということも北海道新聞には掲載をされております。Kさんの御遺族が、顔と名前を明らかにした上で文科省へ要請してから、全国でこうした注視がされております。

先日も、市外から匿名だが、小学校でいじめに遭い3年たっても抜け出せない生徒がいる、南国市の話も聞いており何とかできないだろうかとのお問い合わせもありました。Kさんのことは南国市民だけの問題ではなく、全国の同じように苦しんでいる人たちの共通の問題であることを南国市も教育委員会も認識し、一日も早く前を向いて進めるようにと強く願いながら、今回もお尋ねをいたします。

まず1点目は、教育長の2度目の答弁訂正について。

11月臨時議会で、教育長は9月議会での答弁を訂正をいたしました。議長から、二度とこのようなことのないようにとの注意を受けたところです。高新では、南国市教育長、また答弁訂正、中学生自殺めぐり議会で陳謝、と報道されました。議長の交代や村田副市長の信任などともに掲載をされ、多くの市民が知る事となりました。教育行政の最高責任者である教育長

のたび重なる答弁の訂正については、市民からも厳しい声が上がっております。とりわけ教育に関しては、うそ偽りのない答弁が求められます。3度目の訂正がないよう、今回の答弁は慎重を期されるようにまず求めておきたいと思っております。そこでお伺いをしたいのは、答弁にもありますようになぜ間違えたのか、誰に相談をしたのか、まずお尋ねをいたします。

○議長（岡崎純男） 教育長。

○教育長（大野吉彦） 福田議員さんの御質問にお答えをいたします。

通常は、弁護士との窓口は教育次長が行いますが、今回の同席の有無につきましては、調査専門委員の弁護士さんへの相談を私が直接行いました。そして、同席には市長部局の同席の有無も問われていましたので、市長部局のほうに御検討をお願いしたところでございます。その時点で、回答には顧問弁護士に相談していただいた結果であると、私のほうが確認をせずにそのように申し上げてしまいましたので、私の確認不足でございまして、大変申しわけなく思っております。

○議長（岡崎純男） 19番福田議員。

○19番（福田佐和子） 今の答弁の中に、市長部局にも相談したと言われましたか。私はさきの本会議では発言をしておりますが、総務課に確認したところ相談はなかったと私は聞いておりますけれども。今の教育長の答弁では、市長部局にも顧問弁護士に相談したかどうか確認したというふうに言われましたか。1点、それを聞いておきたいと思っております。

○議長（岡崎純男） 教育長。

○教育長（大野吉彦） 同席の中に市長部局の方もという要望がございましたので、市長部局のほうに参加について御検討をお願いしたいと申し上げました。私は、自分の教育委員会の弁護士さんに相談いたしておりましたので、市長部局の方も弁護士さん、ということは顧問弁護士さんに御相談いただいた上での私に回答をいただいたと、私がそのように思い込んでしまいましたので、そのことを確認せずに申し上げましたので、大変申しわけないことになったということでございます。

以上です。

○議長（岡崎純男） 19番福田議員。

○19番（福田佐和子） 総務課長にお尋ねしてよろしいですか。その話し合いの件について、市長部局の出席について教育委員会から相談があったんですか。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 出席要請というお話があるという

ことはお伺いしました。

○議長（岡崎純男） 19番福田議員。

○19番（福田佐和子） 要請があったということだけを聞いて、総務課もそれ以上のことはやってないということと受けとめました。遺族との話し合いに両親以外の県教委などの出席を求められて、調査専門委員会の委員長に相談をしたと先ほどの答弁では受けとめました。それでよろしいですか。

○議長（岡崎純男） 教育長。

○教育長（大野吉彦） 教育委員会としての出席についての御相談を、弁護士である委員長さんに申し上げました。

○議長（岡崎純男） 19番福田議員。

○19番（福田佐和子） そうしますと、調査専門委員会の委員長さんが県教委の同席は必要ないと判断したということになりますが、その理解でよろしいでしょうか。

○議長（岡崎純男） 教育長。

○教育長（大野吉彦） 県教委のことまでは御相談しておりません。市長部局の出席につきましては市長部局に御検討をお願いしたいと御依頼をいたしましたし、高知県教育委員会の同席につきましては高知県教育委員会にこういう要請が来ていますが御検討をお願いしたいと、そのように申させていただきました。

○議長（岡崎純男） 19番福田議員。

○19番（福田佐和子） 遺族からの要望は、県教委も含め市長部局の出席でした。教育長のほうは市長部局だけに確認をして、ほかのところには確認をしていない。その答えを出したのは、市の顧問弁護士ではない調査委員会の委員長ということですから、調査委員会の委員長はそんな判断ができる立場にあられるのでしょうか。

○議長（岡崎純男） 教育長。

○教育長（大野吉彦） 調査委員会の委員長、弁護士さんが、市長部局の出席、県教委の出席を判断したわけではございません。あくまでも私が相談したのは、南国市教育委員会の出席について、また保護者のほうの弁護士さんから要求があった出席者について、どのように対応したらいいのか御相談申し上げたところでございまして、市長部局の出席及び県教育委員会の出席につきましてはそれぞれ市長部局へ、県の教育委員会へ御検討をお願いいたしますと、そのように申し上げらしてもらったところでございます。

○議長（岡崎純男） 19番福田議員。

○19番（福田佐和子） 9月議会の答弁で教育長は発言をしておりますけれども、その中身について11月議会では、認識不足もあり顧問弁護士と発言したことにより市の顧問弁護士に相談をしたような誤解を生むことになりましたと謝罪をされました。先ほどの話では、南国市長部局だけについて委員長である弁護士に相談をされたということですが、遺族の要望はこの中身だと、結果を出した調査委員会の委員長に相談をして、遺族や遺族を支援をする人あるいは県教委、市教委が入るといことはまずないと思います、お返事として。遺族の要望は決して入ることはなかったと思います、今のように。話し合いはあしたされるそうですから、新聞にも載りましたが、間に合いませんけれども、教育長の言う顧問弁護士の前提は崩れたことになって、顧問弁護士に相談をしたのではないのに、そういう結論を出したということになりますから、前提崩れたままで話し合いをされることになるんですが、あすは遺族に対しその点について謝罪をすべきだと考えますが、お考えをお聞きます。

○議長（岡崎純男） 教育長。

○教育長（大野吉彦） どうぞ福田議員さんのおっしゃってることと、私が申し上げていること、私が教育委員会側の出席についての御相談は委員長であります弁護士さんに御相談申し上げたところでございます。また、御遺族の方、弁護士さんから要望があった御遺族に関与をする一緒に参加さしてもらいたいという方々のことについての御意見は、お伺いをさせていただきました。ただし、市長部局について、県の教育委員会については、一切うちのいわゆる調査専門委員会の弁護士さんには相談いたしておりませんので、私が市長部局のほうに出席について御検討いただきたいというふうをお願いをし、県の教育委員会のほうにも出席について御検討をお願いしたいと申し上げましたので、私の心の中では自分が委員会の弁護士さんに相談した上での参加についてでございましたので、市長部局につきましても顧問弁護士さんに御相談いただいた上での回答をいただけたものと私が勝手に思い込んでしまいましたので、そのような御答弁になったということで。私の思い違い、確認不足によりまして顧問弁護士さんと言わさしてもらいましたので、謝罪を申し上げ、おわびを申し上げ、訂正させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（岡崎純男） 19番福田議員。

○19番（福田佐和子） 誤解をされているのは教育長のほうだと思います。なぜ調査委員会の委員長に相談をしたのか、顧問弁護士ではなくて。そのことが明らかになっていないのに、前回教育長は調査報告書の中身のことだから委員長に相談をしたというふうにも答弁をされて

おりますけれども、今回遺族から申し出のあった中身については、南国市教委としてどういう対応をとるかということが問われる中身だったと思います。私には、なぜ調査委員会の委員長に教育長が相談をしたのか、理解ができません。教育長は、これまで繰り返し繰り返し、報告書は誠心誠意調査していただいた結果であり、調査は完結していると言ってきました。今回の遺族との話し合いは、文科省の指導を受けて、市教委としてどう対応するのかではなかったかと思えます。先ほどの説明は、私には納得がいきません。これに対する指導を受けて遺族との話し合いをする、それに対する教育長としての独自の判断を持たなかったということでしょうか。その上で、報告書をまとめた調査委員長に相談したと受けとめてもよろしいでしょうか。

○議長（岡崎純男） 教育長。

○教育長（大野吉彦） 論点が違っていると思ひまして。あくまでも教育委員会が立ち上げました調査専門委員会は、第三者の調査専門委員会でごひまして、ルールにのっとりましてきちっと中立性を持って調査し、審議をし、当該の学校の生徒、保護者、教職員の全面的な協力と調査専門委員の6名の方々の誠心誠意の御努力によってまとめられた報告書でごひます。それと、保護者とのお話し合いというのは私は違ふと思ひますので、あくまでも報告書を作成したその中身につきましては、これまで議会でも教育民生常任委員会でもずっと御答弁申し上げてきましたように、第1次の教育委員会が行うべく調査専門委員会は、この報告書をもって完了しているということでごひます。これは、この報告書について納得いただけない場合には、次の段階は以前にも申し上げましたように、市長に再調査を願ひ出でいただくということになると思ひますので、その点はお間違ひないよう願ひします。

今回、文科省のほうから御指導いただきました、御両親と膝をつきあわしてお話し合いをしたらどうですかということにして、私どもも今まで御両親との面談はお断りしたことはござひませんし、要望があればお話し合いに応じる予定でしたが、いろんな事情があつて延びていたわけでごひまして。今回御両親とその御両親の代理人である弁護士さんから市教委との話し合いについての要望があり、その中に御両親とその御両親の親権者の代理人、法定代理人である弁護士さんとの話し合いを私どもは考えていたんですけども、そのいただいた要望書の中に御親族の方、また南国市の子どものいのちを守る会の方、そして報道関係の方々、と御両親とその御両親、親権者の代理人である弁護士さん以外の方が入つておりましたので、教育委員会としましては、教育委員会が調査を願ひしました委員長さんである弁護士さんに、こういうことが来ていますが南国市教育委員会としての対応について御意見を伺ひたいということで、私が直接尋ねて御意見を伺つて、返事を出ささしていただいたところでごひます。したが

まして、私が聞いたのはそのことについてでございまして、市長部局の参加、県教委の参加については先ほども申し上げましたように、市長部局に御検討をお願いしたいというふうに申し上げまして御返事をいただいたんですが、その御返事は、市長部局はあくまでもうちの顧問弁護士が弁護士でございますので、自分が弁護士さんに御相談したように市長部局も御相談いただいたと思って私が答弁で顧問ということを書いてしまいましたので、その確認が相談をしていなかったということを経理部局から聞きましたので、私が答弁で誤っていましたが、大変申しわけないということで11月にお断りし、訂正させていただいたところでございます。高知県教育委員会は高知県のほうからまた改めて検討していただいて、報告をいただいているところでございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（岡崎純男） 19番福田議員。

○19番（福田佐和子） 勘違いをしていたという教育長の仮定は崩れたわけですから……

（「そう思い込んでいた、です」と呼ぶ者あり）

思い込んでいた。

（「相談して」と呼ぶ者あり）

どちらにしても一緒ですけど。本来だったら顧問弁護士に相談すべきところを、なぜ調査委員会の委員長、仮に弁護士であっても調査委員会の委員長に遺族との話し合いの中身について御相談をされるというのが理解ができない、そこが理解できないんです。間違い云々は、それはそういう勘違いをされたと説明をされたらそれかもしれませんが、なぜ顧問弁護士ではなく直接教育長が調査委員長に相談をされたのか、そこが私には理解できないところです。が、繰り返しになりますので、私には理解ができないということを申し上げておきたいと思ひます。

土居議員への答弁の後、間違っ答弁をした後、日をおいて私にも教育長は同じ内容で顧問弁護士、と答弁をしました。次長は、両日ともお隣におられて気がつかなかったのでしょうか。今回、間違いに気がついたのはいつの段階でしょうか。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人） その時点では気がつきませんでした。議事録で確認をいたしまして、顧問という言葉がついておりましたので、教育長にこれは顧問ではなくて調査専門委員の弁護士であるというふうに助言をいたしました。

○議長（岡崎純男） 19番福田議員。

○19番（福田佐和子） 県教委のほうへも顧問弁護士に相談をしたと市教委は報告をされましたので、9月県議会では間違っ報告に基づいて田村教育長が答弁をされています。市教委

から同席の要請はなかった。市教委が顧問弁護士に相談するなどして判断したと聞いている。まずは話し合いの実現へ、これまで以上に遺族に寄り添った対応をしてほしい。遺族から県教委に要請があり、市教委が了解すれば同席することはやぶさかではない、と答弁をされておりますから、誤解を生んだという教育長答弁のその言い方だけでは終わっていないわけですが。6月議会での謝罪はこんなふうに訂正をされました。議会答弁につきましては、議員の皆様、市民の皆様への情報提供の大切なものであり、細心の注意を払ってお答えしてきたつもりでしたが、今回このような失態を招き多くの皆様に御迷惑をおかけしたことを深くおわび申し上げ、二度とこのようなことがないように、いま一度襟を正し、よりよい教育行政の進展に邁進してまいります、と答弁をされましたが、今回は勘違いをしましたという訂正だけでした。1人の大切な命がなくなったことについての認識が余りにも欠けていると、改めて言わざるを得ません。6月議会で橋詰市長は任命責任を踏まえ、遺族を初め関係者に大変な誤解を招いたと謝罪をされております。平山市長は任命されたわけではありませんけれども、南国市にとって重要な事案に対する重なる訂正発言についてどのように考えておられるのか、市長としてのお考えをお聞きします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 議場での答弁は慎重にしないといけないというふうに思います。それについては、教育長が心からおわびを申し上げたところでごさいます。私のほうも教育長の任命責任ということがごさいますので、それは今後も慎重に発言をしていただきたいというふうに注意をしなければならない立場でごさいます。今後とも教育長のほうには慎重な発言をと求めてまいります。

以上でごさいます。

○議長（岡崎純男） 19番福田議員。

○19番（福田佐和子） 11月14日、御遺族は弁護士とともに県教委の人権教育課長に要請を行いました。私も同行させていただきましたが、課長は話を最後までしっかりと聞き取り南国市に伝えますということでしたけれども、県教委からどんな話があったのか、また県からの話をどう受けとめ対応されるのかお聞きします。

○議長（岡崎純男） 教育長。

○教育長（大野吉彦） 御遺族の方々が県教委に相談に行かれたこと、そして遺族が話し合いを希望しており、話し合いの場が持てるようにということと、南国市教委から要請があれば県教委が同席することもやぶさかではありません、ということのお話がありました。その後、代

理人である弁護士を通じて学校教育課に面談の再要望がありまして、面談に向けての日時や出席者について回答させていただきまして、先ほど福田議員さんもおっしゃられましたように、明日12月9日に話し合いの場を持つようになっております。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 19番福田議員。

○19番（福田佐和子） 要請した内容につきましては既にお手元に届いていると思いますけれども、こうした要望をもとにそれぞれが話をされました。お母さんは小学校までさかのぼって調べてくれると思っていたのに、目立ったトラブルはなしとされ納得できないことや、御兄弟が学校へ行けない今の様子など、一生懸命話をされました。同席された県議は、県下で初めての事案であり、みんな手探りの対応をしているが、事実に向き合い力を合わせて解決を、そして亡くなったのは南国市の子供だが県の子供でもある、県教委も力をと訴えました。県への要請で何よりほっとしたのは、御遺族の話をじっくり聞いてくれる県の姿勢でした。いつも私は言うておりますけれども、仮に実現が難しくても、まずは要望者の話を受けとめ、聞く耳を持つこと、その上で方策を考えることが大事だと改めて思いました。あすの話し合いでは御遺族のこの2年余りの心情を酌み取り、真摯な対応をされるよう重ねて要望したいと思います。これは、Kさんのことを心配し、見守り続けている多くの市民の願いでもあります。どのような思いで臨まれるのかお聞きします。

○議長（岡崎純男） 教育長。

○教育長（大野吉彦） これまでもできる限りのお話を聞いて、配慮や支援を行うという姿勢で取り組んでまいっておりました。先ほども申し上げましたが、当初、御両親からの要望があったらお断りすること等は一度もありません。でも、いろんな状況がありまして、私どもがまずは家庭訪問をして御家庭でいろいろお話し合いをさせていただいておりましたけれども、そのことにつきましてもいろんな状況がありまして、落ちついてお父さんお母さんとお話し合いをするということが少し難しくなってきましたので、今福田議員さんもおっしゃられましたように、距離を置いてきたことは事実でございますが、私どもがKさんのこと、御両親の痛み、そのことを忘れたことは一度もございません。今回、あしたお話し合いをするんですが、どうぞ御両親のお気持ちをしっかり聞いて、私たちができる支援、いうことについては取り組ませていただきたい。また、報告書の中にあります再発の予防、これからのことについての取り組みについて6つの提言をいただいておりますので、御家族への御支援とあわせて、6つの提言について真摯に全力で取り組んでいきたい、そのように考えているところでございます。

○議長（岡崎純男） 19番福田議員。

○19番（福田佐和子） 今の発言と同じように、前回の私への答弁の中でも、遺族との新たなトラブルなどという大変失礼な許されない発言を教育長はしてきましたけれども、今のような発言をされますと、遺族に問題ありというふうに受けとめられ、これも同じようにいじめだというふうに感じておられる市民もおられます。根拠のない話を公の場でするのはやめていただきたいと思いますし、するべきではないと私は思います。

昨年2月29日に調査報告書が出て以来、遺族との関係も毎議会の答弁も全く進展がありません。遺族からの質問はもとより、全国各地での教訓も何ひとつ生かそうとせず、調査報告書を盾に対応が変わっておりません。各分野の専門家が出された報告書を大事にするのはわかりますけれども、肝心の御遺族が納得できないと言っていることを解決しようとしていないなど、誰が聞いても納得できないことではないかと思えます。

県教委は、調査報告書が出た後、市教委の対応が変わらない異常さを認識しているというふうに聞いております。また、県として何ができるのかを、文科省へも確認をしてくれたそうです。これが要請を受けた側の対応ではないでしょうか。市は当事者です。もっといろいろな方策を探すべきでした。2年余りの日がたっております。私は急ぐべきだと思いますが、先ほどの答弁では、相も変わらずこの1年半の答弁の繰り返しでした。県と市の御遺族への対応の違いについて、教育長はどのようにお考えになっておられるでしょうか。

○議長（岡崎純男） 教育長。

○教育長（大野吉彦） 以前と同じでございます。御家族に対する思いも全く変わっておりません。本当に大事な命ということ、これは子供たちを、大事な命を預かる教育委員会として大切にしていかななくてはならないし、今回の件をこれからの私たちの教育行政に生かしていかななくてはならない、そのようにしっかりと考え、取り組んでまいりたいと思っております。ただ、福田議員さんずっとおっしゃられておりますが、当初私どもはずうっと家庭訪問をしてお話し合いをしてまいりました。お父さんお母さんともできましたし。ただ、その中で、いろんな方が入ってくる中でいろんなことがありまして、これはいかんということで、ちょっと距離を置かしていただいたという事実もございます。ただ、お父さんお母さん、御家族の方々の支援をしていく、御意見を聞いてできる限りのことをやっていくということには変わりはありません。ただ、繰り返しになりますが、南国市教育委員会が立ち上げた第1次の調査専門委員会の報告書は既に完了しているわけでございますので、その中身についての御質問、御検討について納得いただけない部分は、教育委員会がそのことについて再調査をするということとはご

ございません。これは、ガイドブックにのっとして教育委員会の1次調査は完了しているわけですので、そのことで御納得いただけない場合には、ガイドブックにも市長部局に申し出をしてくださいということでございますので。御家族への御支援と私たちがいただいた取るべき6つの提言については、教育委員会はしっかり御家族への支援とともにやっていかななくてはならない。また、報告書についての御納得いただけない部分につきましては、市長部局のほうに申し出をしていただくということをお願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 19番福田議員。

○19番（福田佐和子） 以前と同じでないから、現在も解決をせずに皆さんが苦しんでおられるのではないかと思います。これ以上このことについてお聞きをしても、これ以上のことはないと思っておりますので、次に移ります。

再調査を求める陳情書の受けとめについてお聞きをいたします。

さきの9月議会に、市長の附属機関としての新たな第三者委員会の設置を求める陳情書が、4,748筆の署名とともに市長と議長宛てに提出をされました。議会では不採択になりました。いじめ再調査陳情不採択、南国市市議会、自殺中3の遺族は残念。4,700人の署名の重みを真摯に受けとめておらず残念と遺族は語った、という新聞に記事が載りましたけれども。教育長宛てではありませんが、この陳情書をどのように受けとめられたのでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（岡崎純男） 教育長。

○教育長（大野吉彦） 先般の教育民生常任委員会でも御答弁させていただきましたが、御遺族の要望を支援する方々がたくさんおいでになることは十分認識をしております。ただ、市の教育委員会といたしましては、再調査についてはただいまも申し上げましたように、市長部局をお願いをしていただくということございまして、委員会としましては、御家族の御支援と、ただいま申し上げましたように、調査報告書で示された提言に基づいての取り組みを進めてまいります、そのように考えております。

○議長（岡崎純男） 19番福田議員。

○19番（福田佐和子） 新聞に掲載をされた後、市民の方から疑問と怒りの声が上げられたわけですが。委員会を傍聴したのは初めてでした。一昨年、南国市の男子中学生の自死をめぐって、市長の附属機関で再調査を求める陳情書を、4,748筆の署名を添えて提出していました。御両親の気持ちを考え、私も頑張って署名を集めましたので、委員会でどう扱われるか知れた

かったのです。傍聴者はほかにも10人ほど。みんな署名を頑張った人たち。4,748人もの気持ちは、ほかの議員にはわかってもらえず不採択、とても残念です。また、えっ、否決されたの、御家族がお気の毒。どうして否決になったりしたんだろう。また、議会を傍聴して本当に腹が立った、署名が市外が多い、亡くなった子供さんと御家族のことを考えたらどこに住んでいても同じ、何であんなことを言うのか理解できない。否決したとね、ひどい話や、議事録もないというのにそのままにするのを、みんながずっとつらい思いをするのに、などの声がたくさん寄せられました。

2カ月余りで集めた署名には一人一人の思いがこもっております。国や県への署名とは違い、相手の顔、教育委員会の教育長の顔が見える署名です。特に、教育委員会は全市の学校を通じ、市民は何らかの形でかかわっています。今でも署名に協力すると言ってくれる方もおりますが、悩んだ末に署名をされた方もおいでになります。ある方の話を聞いて、今回の署名の重さを痛感をいたしました。大野教育長にはとてもお世話になったし、知っている先生も多い。1回目、署名をと頼まれたときには、つらかったけど、悩んだ末にお断りをした。でも、署名をしなかったら絶対に後で後悔すると思い、2回目に来てくれたとき、思い切って署名をしたと涙を浮かべて話をされ、そんな思いで署名をした陳情書が不採択になり、御遺族の願いが議会に届かなかったことを、非常に残念だと話されました。

教育委員会も、今回の陳情署名が簡単な署名ではなかったことを認識すべきだと思います。陳情書は不採択になりましたが、委員会として今まで以上に遺族に寄り添うようにとの意見をつけました。その後の対応にどのように反映をされているのか、また、あすの話し合いにはぜひこのことを生かされるように求めたいと思いますが、お聞きします。

○議長（岡崎純男） 教育長。

○教育長（大野吉彦） 先ほども申し上げましたように、子供たちの命というのは本当に大事でございますので、今回の御両親のお気持ちいうものをしっかり向き合って、受けとめをいたしまして、明日の話し合いの中で、私たちは6つの提言をいただいておりますが、その中の一つに御家族への支援ということが入っておりますので、当然のことでございますが、御家族のお気持ちをお聞きし、私ども教育委員会として対応し、できることを全力でやっていきたい、そのように考えております。

○議長（岡崎純男） 福田議員の持ち時間が15分を切りました。19番福田議員。

○19番（福田佐和子） 教育委員会の会議は月1回、そして臨時議会も行われておりますが、Kさんの事案についてこれまでどのように議論がされたのか、お聞きをいたします。何回の会

でどんな意見が出されたのか、お聞きをしたいと思います。市の教育行政について審議する場だと思いますので、どのような議論がされたのか、お聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 教育長。

○教育長（大野吉彦） 9月1日の事案が発生しまして、翌2日に教育委員の皆様方に連絡をとって個々にお話し合い、報告をさせていただきました。これが取り組みのスタートでございます。9月2日に、個々に委員の皆様方においでいただき、お話し合いをさせていただきました。それ以降、個々の教育委員さんにおいでいただき、いわゆる事案の経緯、経過等報告を3回ほどさせていただきました。これは、いわゆる正式な臨時教育委員会であろうが、定例教育委員会であろうが、委員会というのは議事録をきちっとつくることになっておりますので、これとは別個に早急に連絡しなくてはいけない、お伝えしなくてはいけないということを、別個に個人的に9月2日を筆頭に3回行わせていただきました。その後、平成27年9月から平成28年3月31日まで合計9回、トータル12回になるんですが、正式ないわゆる臨時議会、定例議会というのは9月から3月までの7カ月間で9回開催させていただいております。また、それとは別個に事案のすぐ近くでは3回ございましたが、それ以後も事案があるたびに教育委員の方々には連絡をとらさせていただいて、報告をさせていただいておりますので、それにつきましては議事録はございませんので、御了承をお願いいたします。

ちなみに、27年度の大事なことを1点申し上げますと、9月20日に臨時委員会を行いまして諮問書の承認をお願いし、調査専門委員の委嘱について承認をいただいた、これが調査専門委員会のスタートでございまして。それ以後、臨時の委員会を持ちまして、報告書についての報告とか28年度に向かった調査専門委員の委嘱の承認とかいうことを今までずっと続けてまいりまして、平成28年には15回、平成29年11月までの間には8回持っております。その間に新聞報道等いろんなこと、私の発言間違い、勘違い等についてはその都度いわゆる報告をし、私のほうから説明をし、謝罪もしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 19番福田議員。

○19番（福田佐和子） 市内中学生の自死という重大事態について、どのような議論がされたのか、審議をされたのか、どんな御意見が出されたのかということをお聞きをしたつもりですが、お願いします。

○議長（岡崎純男） 教育長。

○教育長（大野吉彦） 自死につきましては、報告書が出ましたときに、いろんな角度でのお

話がございましたけども、一番の教育委員さん方がおっしゃられたのは、私と全く同じで一人一人の子供の命を大切にすること、2人目を出さないように全力で、提言をいただいた6つの項目の中に子供の自死を防ぐためのゲートキーパー養成等も含まれていますので、教育委員さんからは御家族に寄り添うことと、妹さんがおいでますので妹さんについての配慮、支援をしっかりとすることと、2人目が出ないようにしっかり提言の6項目を取り組んでいただきたいという御意見、御指導をいただいたところでございます。

○議長（岡崎純男） 19番福田議員。

○19番（福田佐和子） 今回のことで、残念なことに教育委員会の委員さんの役割が見えてこなかったことが、非常に残念に思っております。南国市の大切な子供たちの教育を審議する場として、今後はもっとオープンにしながら役割を果たしてくださるよう、そちらのほうへはお願いをしておきたいと思えます。

平成25年にいじめ防止対策推進法が制定され、市は法に基づき平成26年に連絡協議会、専門委員会、調査対策委員会を設置をしました。平成27年には南国市いじめ防止基本方針を策定し、この年の9月に中学生が亡くなられるということになり間に合わなかったわけですが、平成26年に条例が制定され提案されたとき、質疑を私にはしています。そのときの答弁は当時の課長になりますけれども、教員の多忙化について述べられ、教員多忙化を解消して子供たちに当たる時間を多く取るためには、やはり少人数学級の編制でありますとか、教員をふやすという予算的な処置が必要だとしておりますから、私たちも地教連を通じて県とともにそういう対応をしていきたいというふうに答えておられますが、あれから3年たっておりますが、実現されているのでしょうか。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人） 福田議員さんのいじめ防止対策基本法を受けての私の答弁であったというふうに考えておりますが、それ以降、教員の多忙化につきましてはいろんな取り組みを行っております。もちろん、そのときにお話をさせていただきました高知県教育委員会連合会を通じて国への要望も毎年行っておりますし、それから教員ができるだけ子供に当たれる時間を確保するために加配、または市単の支援員等も配置をしております。十分ではないかもしれませんが、今後もそういった形で続けていきたいというふうに考えております。

○議長（岡崎純男） 19番福田議員。

○19番（福田佐和子） このときに私が指摘をしたのは、この法律には遺族の知る権利というのが不十分だということを指摘をしているところですが、今問われているのがまさにそ

のことだと思えます。こうした経過がありながらKさんを救えなかったこと、教育委員会もそして私たちも、我が事として受けとめなければ、子供たちをこれからも守ることはできないと思えます。この3年間の事務事業評価表では、不登校・いじめ等対策小中連携事業として評価はA、不登校対応しか記載がありません。全ての子供が学校は楽しいところと思えるように、早急に先生の手と目をふやし、子供の声を取り取るための予算を、そして対策をとるべきだと思います。市長と教育長に、最後にお聞きをしたいと思えます。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 必要な人員につきましては、それは適切に配置できるよう努めていかねばならないということは、もちろんのことです。ただ、その支援員の人数というところにつきましては、やはり財政課のほうとも、どうしても予算的なところもですので、協議もさせていただいているところでございます。その内容につきましては、財政課と教育委員会のほうで十分詰めて予算化していくということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 教育長。

○教育長（大野吉彦） 市長からもおっしゃっていただきましたが、事案発生以来、その翌年からは100人プロジェクトと申しまして、市長にも特別の、市単での人員配置をお願いいたしまして、特別支援員を100名近く配置していただきまして、子供たちのいろんな特別支援の必要性とか、いろんな子供たちへの対応ということを目ざし、100名という目標を、財政的にもこれ全て市単でございすが協力いただき取り組んでいるところでございしますので、学校現場としっかり連携をいたしまして、子供たちの心、そして育てていくことができるように全力で取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（岡崎純男） 19番福田議員。

○19番（福田佐和子） 重大事態、最後になりますが、自殺対策基本法が改正をされまして、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっている、ということが加えられました。そして、自殺対策は保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならないこととなりましたが、南国市の中で、法にある次の分野でどのような取り組みをされているのか、最後にお尋ねをいたします。

保健、医療、福祉、教育、労働、その他について、お願いをいたします。

○議長（岡崎純男） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（高橋元和） 福田議員の自殺対策の御質問にお答えいたします。

日本は先進国の中でも自殺による死亡率が高く、若年層の死亡原因のトップとなっております。自殺対策基本法は平成18年に制定されまして、平成28年の改正により、自殺対策において市町村が自殺対策計画を平成30年度までに策定することが定められております。精神保健的な視点だけでなく、社会、経済的な視点を含む包括的な取り組みが必要とされておりまして、庁内でも保健福祉関係部署だけでなく、子供・子育て支援関係部署や教育関係部署、産業関係部署そして住民窓口関係部署、さらには総合的な政策関係部署まで、さまざまな部署が関係するものであります。今後、計画策定とともに、これらの関係部署間で常日ごろからの綿密な連携体制を構築していくことが重要と考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 19番福田議員。

○19番（福田佐和子） 保健福祉センターがまとめて答弁してくださったということでしょうか。それでも、例えば教育行政の中では生涯学習課、人権、命を守るという立場でこれまでも取り組みをされておりましたけれども、これは法に基づくそれらの全ての分野の取り組みが現在はまだ行われていないということでしょうか、お聞きします。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 生涯学習課では、おっしゃっていただいたように、人権の対策に取り組んでおります。これは、スマイリーハート人権講座でもございますし、小学校への人権出前講座などによるものです。自殺の分野については、先ほど保健福祉センター所長が申し上げましたように、生涯学習課としてもかかわる部分がございます。ただ、平成30年度までの市町村計画となると余り時間は残されてませんので、庁内の連携の中で、こちらの立場からの政策の提言もしてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（岡崎純男） 19番福田議員。

○19番（福田佐和子） それぞれの分野ではまだ確立していないようなので、ぜひ法律に基づいて南国市としての取り組みを求めたいと思います。

最後と言いながら次々最後が出てきますが、南国市の総合計画の中でも、今回問題になりました生徒さんのQ-Uアンケートについての取り組みが書かれております。このことは、学校、学級でみんなと仲よく生活できているかを調べるQ-Uアンケートにより、いじめや不登校を

未然に防ぐ調査も行いますと、これがずっとこの間やられてきた結果、今回の事態を生み出したということですから、ぜひ、きちんとこの2年余りのこと、そして彼が育ってきたこの間の学校教育、小学校、中学校含めてのあり方を検証し直していただきたいということを要望して、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岡崎純男） 5番岩松永治議員。

〔5番 岩松永治議員発言席〕

○5番（岩松永治） 先月、和歌山県海南市塩津区と兵庫県西宮市に、南海地震対策調査特別委員会の視察に行ってきました。視察を終えて、防災・減災の観点から、今後の南国市の安全・安心のまちづくりに生かしていくためにも質問をさせていただきます。

まず、視察に同行していただいた危機管理課長にお伺いいたします。

視察では、塩津区防災会の地震対策についての取り組みと、西宮市の地域防災対策についてお話を聞かせていただきました。現在の南国市と視察先を比較して、どう感じたのかをお聞きします。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（中島 章） 岩松議員さんから行政視察で感じたことをということでございますので、述べさせていただきます。

このたびは南海地震対策調査特別委員会の行政視察に同行させていただき、和歌山県海南市と兵庫県西宮市の地震対策の取り組みについて勉強させていただきました。特別委員会の野村委員長さんを初め、委員の皆様方にはこの場をおかりしてお礼を申し上げます。

海南市では、塩津区防災会の取り組みについて学習させていただきました。まず、塩津区防災会の防災力、防災意識の高さ、行動力、対応力に驚かされました。そして、住民の防災意識の高さ、地域のつながりの深さにも驚かされました。この地区の高齢化率は47%と高く、65歳以上の高齢者の方が約半数いらっしゃいますが、避難訓練の参加率は90%を超えてることです。活動内容では、避難訓練、安否確認訓練、情報伝達訓練、地区の災害対策本部訓練、避難所運営訓練などさまざまな訓練を行い、訓練後必ず振り返りを行い、疑問や課題が見つければすぐ対応策を検討し、対処されているとのことでした。

防災会の活動理念である、自分たちでできることは全てやるを合い言葉に、海拔表示板の取り付け、避難経路のペンキ塗りや手すりの設置など、自分たちで実施したということに驚かされました。資機材の点検についても毎月行っているとのことでしたが、本当に毎月行っているのか少々疑問に思ったところでしたが、月1回の廃品回収日に行っているということなので、ほん

の少し工夫を凝らせば簡単に対応できることに、なるほどと感心いたしました。防災は日常生活の延長線上にあるということを思い直させられました。

研修の最後には、会長さんが、防災に正解はない、その地域に合ったやり方を見つけ全員で共有することが大事であると締めくくられましたが、まさにそのとおりのことを実践しているということに、ただただ驚かされました。塩津区防災会には学ぶことが多く、防災対策を実施、啓発する上でも、工夫すること、考えるということを再認識させられた研修でありました。

西宮市では、阪神・淡路大震災を経験したこと、そして乗り越えてきたことを教訓に防災対策を進められており、経験や教訓を次に生かそうと努力してきていると感じました。津波避難ビルの指定や、地域防災拠点、避難場所、指定避難所の各場所に応じた備蓄や施設整備、防災マップや防災関係の啓発物の全戸配布、出前講座や地域の訓練などへの取り組みを進められておりました。津波避難誘導サインにQRコードを掲示し、スマートフォンなどで読み取らせると周辺の津波避難ビルが表示されるなど、工夫もされております。

平成7年に阪神・淡路大震災が発災してから22年が経過し、現在の職員3,885人のうち、1,311人、33.7%の職員しか経験した者がおらず、防災について新入職員の研修や各局の研修で行うなど、阪神・淡路大震災の教訓を忘れずに受け継いでいってるとのことでした。住民への啓発も当然必要なことですが、職員に対する研修も怠ってはならない重要なことであると思いました。

今回の視察研修は2市とも防災意識が高く、それぞれにさまざまな工夫をし、取り組まれておりました。本当に目的・目標を持って取り組むことが重要であると再認識させていただきました。この視察研修において、参考となる取り組みや、防災の基本について再認識させていただいたことを、今後の業務に生かしていきたいと思います。今回の視察研修におきましても大変有意義なものであり、同行させていただきまして、まことにありがとうございました。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 5番岩松議員。

○5番（岩松永治） 課長答弁でもありましたが、海南市塩津区は、自分たちでできることは全てやるを活動理念とし、それを有言実行しているすばらしい防災会です。避難訓練には90%以上の区民が参加とのことで、その参加率と防災意識の高さに驚かされました。そのほかにも多くのことに積極的に取り組んでおり、南国市各地区のおくれを痛感いたしました。西宮市では、阪神・淡路大震災の経験を生かして、生活用品や備蓄食料の確保、海拔表示、避難誘導サイン、津波注意喚起サイン、貯水槽の設置が早期から進められています。また、災害情報媒体

の整備では、南国市にはないさまざまな方法がありました。私は、今回の視察を終えて、災害発生時には情報が特に大切であると改めて感じました。災害発生後は、災害情報の質と伝達スピードが重要と考えます。

そこでお伺いします。

大地震発生時の被害状況の情報収集は、どのような順番で、どのようにされていくのかを担当課長にお伺いします。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（中島 章） まず、庁舎の施設や通信機能などの被害状況の確認を行い、災害対策本部の設置が可能か確認を行います。その後、气象台やテレビ、ラジオなどから地震情報を収集し、状況を把握します。そして、市内の被災状況を収集することになります。警察からの死者、けが人、生き埋め、道路情報、規制情報。消防本部からの火災、救急活動、人的被害の情報。土木事務所など関係機関から土砂崩れ、河川情報、ライフラインなどの情報を収集することになります。また、市民からは、建物の倒壊や火災、道路交通障害、避難情報などが入ります。勤務時間外で発生した場合には、職員は可能な限り被害状況の把握に努めながら登庁し、登庁後、その状況を報告することになっております。連絡方法につきましては、現在のところ災害時優先電話、ファクス、県防災行政無線、衛星電話、医療系無線、職員参集メール、ホームページへの投稿、一般電話、口頭での直接伝達などでございます。

○議長（岡崎純男） 5番岩松議員。

○5番（岩松永治） まず、どのような順番でということでは、確認から把握、そして情報収集、そして報告ということで、伝達方法まで答弁をいただきました。

それでは、伝達方法について1つ提案をさせていただきます。災害発生時に屋外にいた場合、聴覚障害の方や外国の方には放送だけでは正確に伝えることができません。そして、全員がスマートフォンを持っているわけでもありませんので、伝えたいことが相手に伝わらないことが想定されます。そこで、聴覚障害の方や外国の方にも伝わるようにするために、目視で把握できるLED文字表示板を取り入れてみてはどうでしょうか。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（中島 章） 目視で伝えることのできるものにつきましては、現在防災行政無線の文字表示板つき戸別受信機しかなく、聴覚障害者のいる御家庭や指定避難所への設置しかなく、屋外への設置はしておりません。屋外にいる人に対して、放送だけでなく、議員から提案いただいたLED文字表示板などによる目視できる情報伝達方法も検討する必要はあるか

と思います。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 5番岩松議員。

○5番（岩松永治） 第4次南国市総合計画の実施計画にも、障害のある人への支援の充実、多文化共生体制の充実も明記されています。設置場所については、学校、保育、公共施設、消防屯所など考えられます。多くの人に目視で情報が把握できる設置場所の検討も含め、早期実現に向けての検討をお願いします。

次に、正確に情報を伝達するための防災行政無線についてですが、放送内容が聞き取りづら
いなどの苦情があるとお聞きしています。放送内容が確認できる確認ダイヤルを取り入れてい
ますが、その周知啓発の成果はどうでしょうか。恥ずかしい話ですが、私も確認ダイヤルの番
号を登録していませんし、どこでその番号を知ることができるのかも把握していませんでした。
確認ダイヤルの周知啓発とその成果について、担当課長にお伺いします。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（中島 章） 防災行政無線の放送を聞き逃した場合、24時間以内の放送内容
について電話で確認することができます。この電話番号につきましては、広報に2度掲載し周
知を図っておりますが、啓発不足であることは否めません。今後におきましては、広報やホー
ムページの掲載、地域での研修時など、周知に努めていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 5番岩松議員。

○5番（岩松永治） 2度の広報掲載もしたが、まだまだ啓発不足であるとのことでした。つ
まり、伝えてはいるけど伝わっていないということです。一番効果がありそうなのは、広報の
目立つ箇所に毎月繰り返し掲載することと、ホームページからリンクさせてスマートフォンな
どから直接ダイヤルできるようにすることではないかと思いますが、いかがでしょうか。担当
課長にお伺いします。

○議長（岡崎純男） 情報政策課長。

○情報政策課長（原 康司） 防災行政無線の放送内容を電話で確認できること及び確認する
ための電話番号につきましては、市のホームページに掲載しております。お話のありました、
スマートフォンによりホームページに載っている電話番号から直接電話ができるようにできな
いかということにつきましては、掲載された記事から直接電話ができるようにいたしました。

○議長（岡崎純男） 5番岩松議員。

○5番（岩松永治） 先ほど、広報への掲載については、危機管理課長からも答弁がありましたが、広報は企画課担当です。多くの市民に伝わるまでは、目立つ箇所へ毎月掲載することも含めて検討していただくように企画課長にお願いしておきます。

副市長が、一般質問初日の御挨拶で言われました。市民への情報は伝えるだけでなく、伝わるのが大切であると。南国市ホームページのメイン画面からのリンクについては、早速取り入れていただいております。かなりわかりやすくなっていました。

しかし、まだまだ市民に伝わることを大事にするならば、検討の余地があると思いますので、現状に満足することなく、今後も伝わる方法を検討していただきますようお願いいたします。

次の質問に移ります。

情報伝達の手法はさまざまです。その有効な手段の一つにSNSがあります。東日本大震災やそのほかの災害発生時にも、SNSでの情報伝達の有効性は御承知のとおりです。第4次総合計画の実施計画にも載っていますが、地域フェイスブックページを設置していくとのことですが、現在の進捗と今後の予定をお聞きします。

○議長（岡崎純男） 情報政策課長。

○情報政策課長（原 康司） 災害の際のSNSによる情報伝達につきましては、岩松議員さんの言われるとおりで、有効であることは承知しておるところでございます。

地域フェイスブックにつきましては、稲生地区、長岡西部地区で運用されております。

今後につきましては、取り組んでいこうとされていることに関係する主管課と一緒に一緒になってお手伝いできれば、というふうに考えております。

○議長（岡崎純男） 5番岩松議員。

○5番（岩松永治） なかなか進んでいないのが現実のようです。地域フェイスブックの設置数をふやすには、行政主体ではなく、各地域が主体的に取り組むことが近道のように思います。そこで、自主防災組織連合会などの活動の一つとして、フェイスブックの活用を提案してみてもどうでしょうか。新たな活動となり、マンネリ化しつつある活動の活性化にもなるのではないのでしょうか。担当課長にお伺いします。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（中島 章） 地域フェイスブックの活用につきましては、災害に対する事前の備えの取り組みについての情報や、発災後の情報収集や発信、連絡など有効であると思いますので、南国市防災連合会に相談していきたいと思います。地域フェイスブックを防災面だけで運営するのではなく、地域と密接に連携した取り組みになるよう相談していきたいと思って

おります。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 5番岩松議員。

○5番（岩松永治） 自主防災組織は、高齢化も進み、SNSには抵抗もあるかもしれませんが、その魅力をきちんと伝えていただきたいと思います。ただ単に情報発信ということだけでなく、それが何につながっていくのかということ、さまざまな具体例を挙げて説明してあげてください。

第4次総合計画、市民参画・協働の推進では地域フェイスブック設置、情報公開と広報広聴の充実ではSNSの活用と明記されています。正確な情報をいち早く伝達することは、防災・減災だけではなく、全てにおいて有効です。また、複数の伝達手段を確立しておくことは、二重、三重の防災対策になりますので、今後もさまざまな方法を検討していくようにお願いします。

次に、津波ハザードマップについてお聞きします。

西宮市の防災マップを参考にしたいところですが、予算の規模も違いますので、まねをすることは難しいと思います。南国市の津波ハザードマップは、作成されてから数年が経過しており、作成した当時と比べると南国市内の様子も変わってきています。高速道路の建設によって、津波浸水区域の変更も出てきますので、見直しの必要があるのではないかと考えます。この件について担当課長の御所見をお伺いします。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（中島 章） 津波ハザードマップにつきましては、平成27年3月に作成しております。当時からいいますと、高知東部自動車道高知南国道路の南国市分は完成しており、高速道路の施工方法として盛土工法の区間が多くあることから、津波発生時には堤防の役割を果たすとも考えられますので、津波の浸水区域が変更になると考えられます。見直しの時期としましては、物部地区がまだ完成しておりませんので、高知東部自動車道の南国市内に係る区域全体が完成してからと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 5番岩松議員。

○5番（岩松永治） 見直しがされて、新しく作成されるときには、現状タイプ、冊子タイプなどのさまざまな仕様とその大きさの検討も十分にいただきまして、誰でも見やすい津波ハザードマップの作成をお願いします。

次に、市内老朽化施設の整備及び更新についてお伺いします。

建物の耐震補強工事が完了している施設とこれから工事予定の施設があると思います。耐震補強工事が全て完了したとしても、近い将来、老朽化に伴い更新が必要になってきます。つまり、建てかえる施設が同時期に重なることが想定されます。学校、保育などを含む公共施設は、建設時期が近い建物もありますが、今から計画を立てておく必要があると考えますが、耐震補強により、その建物の耐用年数は何年延びたのでしょうか、各担当課長にお伺いします。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人） 岩松議員さんの御質問にお答えをいたします。

まず、学校につきまして、老朽化への計画を立てておく必要があるのではないかという御意見であります。近年、国のほうでは改築よりも長寿命化改修を進める向きがありまして、学校教育課におきましては、学校施設整備の長寿命化整備計画について、担当職員を配置をいたしまして、現在作成中であります。

それから次に、耐震補強によりまして、耐用年数はどれぐらい延びたかという御質問であります。耐震補強を行いましても、耐用年数は延びないということを知っております。耐用年数につきましては、幾つか年数をはかる基準があるようでして、その中で法定耐用年数というのがあります。これですと、建物が鉄筋コンクリートでありますと47年、鉄骨づくりが19年から34年、木造が22年というふうになっております。この法定耐用年数というのは、建物を構成する主要な部分ごとの耐用年数を総合的に勘案し、算定をしておるそうです。構造の劣化により、これによってこれ以後使用できなくなる寿命をあらわしているわけではないというふうに言われておりますので、学校教育のほうでは以上でございます。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） 子育て支援課からは、老朽化した保育施設の整備更新計画についてお答えいたします。南国市内の民間保育園、公立保育所、公立幼稚園においては、建物本体の耐震化はされておりますが、老朽化に伴う施設、設備の整備、大規模改築修繕などが必要となってきております。

公立保育所におきましては、里保育所が昭和49年7月、長岡西部保育所が昭和50年3月、国府保育所が昭和53年3月、大湊保育所は昭和54年10月、民間保育園の吾岡保育園におきましては昭和50年10月が建築などであることより、現在、津波浸水区域内の保育施設の移転・統廃合などに合わせまして、老朽化した保育施設の整備につきましては、庁内関係部署による保育施設整備等検討会にて協議を重ねておるところでございます。

以上です。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 市立の公民館につきましては、今議会でも申し上げました大篠公民館、中央公民館は改築をいたします。非構造部材耐震化の必要のある館がなお10館残っております。施設の長寿命化計画には、まだ未着手でございます。

以上です。

○議長（岡崎純男） 5番岩松議員。

○5番（岩松永治） 耐震補強により、耐用年数が延びるわけではないということがわかりました。ということは、耐用年数は建物の寿命ではない。つまり、使用限界ではないということになります。

それでは、耐用年数が延びるわけではないのであれば、建物の使用限界はいつであり、どのような状態になったときに、その建物の限界であると判断するのでしょうか。担当課長の御所見をお伺いします。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人） 先ほども申しましたように、建物には法定耐用年数以外にもはかる尺度が幾つかあります。その中で判断させていただきますと、例えば、物理的耐用年数というのがあります。これですと鉄筋コンクリートの普通の品質で50年から80年というふうになっております。この物理的耐用年数というのは、個々の材料とか、部品、設備が劣化して、建物の性能が低下することによって決定される年数であるということです。

以上です。

○議長（岡崎純男） 5番岩松議員。

○5番（岩松永治） 今後、老朽化に伴う施設整備は、南国市公共施設等総合計画に沿って進められていくことと思います。公共施設の老朽化対策として、更新時期が来る前に長寿命化にするのか、それとも新設にするのかということは、そのときの建物の老朽ぐあいや財政状況も考慮して判断することと思います。

では、それはいつなのでしょう。耐震化が進んでいる最中ですので、まだそこまで考えていないのかもしれませんが、しかし、ある程度の予測を立てることはできますし、公共施設等総合管理計画を立てている以上は、一定の計画を立てていく必要があると考えますので、担当課長の御所見をお伺いします。

○議長（岡崎純男） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 公共施設等総合管理計画、現在作成しておりますが、この中で公共施設の建てかえといいますか更新につきましては、年度間の予算化、平準化を図りつつ、長寿命化と集約化を進めていくというような形であります。

具体的なものにつきましては、今後、学校、保育、住宅、上下水道等、それぞれの所管する部署を中心といたしまして、個別の施設計画というものをつくっていくということになります。これにつきましては、平成32年度までに作成していくようにしております。その中で具体的な各施設の更新時期、そういったものを定めていくというふうになっていこうかと思えます。財政的に言いますと、現状では更新につきまして財政措置の状況を考慮しますと、基本的には長寿命化というのが優先になるのではなかろうかと。集約化が図られるものにつきましては、改築につきましても財政支援を受けることができますので、そういったことで集約化が図られるようなものにつきましては、いわゆる改築、新築、そういったものも検討できるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 5番岩松議員。

○5番（岩松永治） 施設については基本的には長寿命化、そして集約化が進んでいく中で新たに新設ということがわかりました。建物の耐用年数というのは、減価償却のための年数であり、使用を予定する年数のことです。耐用年数について勘違いされる方が私も含めいるかもしれませんが、耐用年数によって建物の寿命が確定されたものではありません。

今後におきましては、公共施設の個別計画等をしっかりと、先ほど言われましたように立ていただき、適切な施設管理をしていただいて、長く利用していただけるようお願いをいたします。それと、私個人の見解として申し述べますが、建物の寿命とは、ある建物が実際に存在した年数であり、決まるものである。建物の耐用年数とは、減価償却のための年数で、使用を予定する年数であり、決めるものであるということを述べておきます。

次に、消防行政についてです。

市政報告でもありましたが、10月に災害対応高規格救急自動車の配備が完了しました。これにより、近年増加を続ける救急需要に対して、軽四救急車を含め4台での対応が可能となりました。このことは市民にとっても大変心強く、今後のスムーズな救急活動が期待されるわけですが、心配されるのは消防職員の人数です。救急車が1台ふえれば出動隊員もふえるということになります。現在は3交代での勤務となっており、それぞれ均等に人数を振り分けていると思います。火災と救急が重なり、それぞれが別の場所へ、現場へ向かった場合でも、現在の定

数でも対応が可能なのかをお伺いします。

○議長（岡崎純男） 消防長。

○消防長（小松和英） 岩松議員さんの御質問にお答えをいたします。

まず現在の人員ですが、消防学校に入校中の3名を含んで、定員68名に対しまして実員65名となっております。3部制をしておりますので、1隊17名、2隊17名、3隊16名の当務体制をとっております。救急隊として配置しておりますのは2隊、1隊が3名になります。2隊ですので、3件目の要請があった場合には、救命士とともに消防隊員、救助隊員の中からチームを組んでの出場となります。昨年実績を言いますと、2,450件の出場中、3台出場が49件、4台出場が3件となっております。

救急出動と同時に火災または救助事案があった場合には、平日の昼間であれば本部員が応援することもできますが、日曜、祝祭日、夜間となると対応が難しい場合があります。そのような場合でも、当務隊長の判断で、非番の招集、応援協定に基づく隣接消防本部への応援要請を行うなど、今ある消防資源で適切に対応していきたいと考えております。そのためにも、まず職員数を現在の定数まで充足させることに努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（岡崎純男） 5番岩松議員。

○5番（岩松永治） それぞれ17人、17人、16人というふうに勤務体系の人数も答弁をいただきました。これが全てではないと思っておりますし、今後も、適正かどうかわかりませんが、しっかりと人数、増員も含めて検討もしていただきたいと思います。

今議会で消防職員の定数の見直しが提案されていますが、大規模災害時には、今回見直した定数でも足りないことは明白です。いざというときにしっかりと対応ができる体制であるのかということは、消防職員が一番理解しています。消防職員の定数については、今後も現場の隊員の声を大切にいただき、職場環境の改善に努めていただけますようお願いいたします。

誤解のないように言っておきますが、私は小松消防長が常にそういったことを念頭に置き、消防行政のトップとして、消防職員や消防団員に頼られる存在であることは重々承知しております。

次に、救急車が出動し、搬送先の病院が決定し、病院へ搬送するまでの流れを教えてください。

○議長（岡崎純男） 消防長。

○消防長（小松和英） 救急出動の場合の手順ですけれども、まず救急出動から病院収容まで

の流れをお伝えしますと、119番通報で傷病者の住所、状態などを確認して出動、救急車内において現場到着までにこうち医療ネットを利用して、現在の病院の受け入れ状況を確認をいたします。こうち医療ネットというのは、県内の消防本部、医療機関で構築されたシステムで、ドクターヘリ、県内の全ての救急車の運行状況、各医療機関の受け入れ可能診療科が救急車内の端末で確認できるシステムとなっております。この情報をもとに傷病者に接触後、さらに詳しい状態を確認した後、最終的には電話で病院に連絡後、搬送先が決定するということとなります。

以上です。

○議長（岡崎純男） 5番岩松議員。

○5番（岩松永治） 救急搬送は年々増加傾向であり、搬送時間の短縮が課題ではないかと思ってお聞きしました。既に、県内消防本部、医療機関で構築されたこうち医療ネットを活用しているとのことで、救急車内の端末で受け入れ可能診療科が確認できる最先端のICT機器も導入されていることがわかり安心しました。搬送時間は1秒でも短縮されることが望ましいと思います。参考までに、県外では救急車内にカメラを導入し、患者の容体を医師が確認し、隊員に的確な処置の指示ができるシステムを導入している自治体もあるそうです。

今回の視察先は、地形や環境、財政状況も違いますので、全てを参考にして同じようにすることはできませんが、今の南国市にできていることの確認や、不足していることを認識できる機会になったことは間違いありません。視察で学んだことを生かしていくことが、安全・安心のまちづくりにつながっていきます。

最後になりますが、いかなるときでも情報は、質と伝達スピードが重要です。単に早く伝えるのではなく、伝わることこそが最も大切です。私たち議員もそうですが、市長を初め執行部の皆さんも災害時だけでなく、常に市民に向けて伝わる情報を発信していただきますようお願いいたします。私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡崎純男） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時です。

午前11時52分 休憩

————◇————

午後1時 再開

○議長（岡崎純男） 休憩前に引き続き会議を開きます。17番浜田勉議員。

〔17番浜田 勉議員発言席〕

○17番（浜田 勉） いよいよラストツーというようになりました。冒頭に私は、共産党の浜田勉ですということを申し上げて入っていきたいと思います。

前回は一問一答を試みましたが、ありゃ、そうよつと時間が足らざったわというようなことでなりましたので、今回は総括へ戻って仕切り直してやっていきたいと思います。

私の通告は4点であります。

南国市の水源、里山に新たに咲こうとする一輪の花、梅の花、それに寄せる地域おこし。そのロマンを語っていきたいと思います。そして道の駅の役割、これらが結合してこそ山村振興になるであろうというふうな立場。

そして2点目が、18歳から19歳は、まさに未来は青年のもの。その主人公たちの選挙風景と余りにも低投票率の根源は。あるいは選挙、投票要件の改善はという点で触れていきたいと。

そして3点目は、市長のたばこを庁舎と敷地内禁煙宣言は、健康都市づくりへの決意という点で積極的に受けとめていきたいと思います。

4点目は、百年の計、ほ場整備の状況はまさに待ったなし。仮同意の作業を進めていますが、その中から何を学んだか、というふうな点で入っていきたいと思います。

以上4点でありますけれども、前回やりませんでしたいわゆる世界の情勢、動きから学びながら、そしてその復習に立って、復習というのは前を習うという意味ではありますが、かたき討ちじゃありませんが、復習から出発したいと思います。それを最近の新聞報道等を活用しながら、私の意見、そして今後の歩むべき姿を提案したいと思います。

まず、北朝鮮をめぐるのは、いわゆる金体制の危険性、クアラルンプールにおける空港での兄を公開処刑した余りにも非人間的な、あるいは絶対主義的な君主制の大將。トランプの言うロケットマンの手にあるICBM。一方、超々軍事力をバックに、世界の憲兵、支配者としてのトランプ。ほら吹きトランプの異名を持つ今や軍拡セールスマンのアメリカ一国主義。モンロー主義をほうふつさせる、あるいは亡霊のように思えてなりません。

私は、このトランプの姿、俺は干渉するが俺には物言うな、このトランプ。今アメリカではあれに、あれにという表現は正しくはないかもしれませんが、核ボタンを打たすなという論が大きく広がっていることは、アメリカのまだ失っていない民主主義、平和への願い、そういうふうな受けとめていきたいと思います。まさに2人の狂人というんでしょうか、2人の指導者の大きな歯車の違った役者を今の世界の舞台の上段に置くことは許されないというふうに私は思います。今、カナダのトルドー首相や、あるいは国連の和平への動きは急速に広まっています。だが、安倍政権は、トランプのボタン持つ手の上に手を乗せて、くっついているんじゃない

いかというぐらい私は心配をするものであります。

さらに、安倍自公政権は、長距離ミサイルを欲しがっています。北朝鮮を攻撃する、それを企図していることは明らかであります。そんな殺風景の世界の中に、中南米の小さな国、コスタリカ、世界の街歩きでありましたが、そこには軍隊はありません。警察が最大の暴力組織ですが、その警察よりも教員が多い。教育が和らぎを、国際関係をつくり、国土を守っています。軍隊を持たないのが平和のあかしと国民の皆さんはインタビューに答えられていたことは、感服以外ほかにありません。

また、今、大きな問題として気候変動が地球的に大問題となっています。九州では、既にスコールが常態化していますし、玄界灘の海面温度が上がれば、積乱雲がどんどんと強まり、特別な集中豪雨になっています。大災害の元凶は気候変動であることは、しっかりと受けとめなければなりません。世界的には、カリブ海のハリケーンの多発と大型化、またインド、バングラデシュ等を襲う台風もますます凶暴化し、被害を大きくしています。バングラデシュでは、国土がどんどんと海に流出するという悲惨な状況も生まれています。また、南極、北極の氷が解けると同時に国土が沈没をする、そんな事態まで起こっています。

この状況を踏まえ、地球的な取り組みが京都議定書を起点にパリ協定へと発展をしています。だが、この世界の状況を全く存じ知らぬ、俺、俺、俺、おれおれ詐欺のごとくナンバーワンと張り切ってパリ協定から離脱したトランプは、余りにも偏執な自己中。一方、軍事産業とはさらに親密さを強め、戦争しないともうけが出ないという軍事化を広め、強めています。さらに地球温暖化を進めることになってしまいます。

日本は、本格的な自然エネルギーの取り組みが求められていると思います。そんな中で、国際的な日本の製造業、信頼を持って、あるいは世界的な技術力を誇っていた日本の製造業。12月4日の高知新聞では、そのことについて警告と、そして産業界のあり方を問うています。今まで築いてきた国際的な信頼、高い技術力、安全・安心は、1個の不良品で失うことと述べています。各社に真相解明を求めています。だが、経団連の会長・組織そのものが、その大手の不正に手を染めていた。不祥事のあることを知りつつ放置していた。何十年ともそれが平気であった、当たり前である、まさに構造的な犯罪行為です。私はそこにある企業の独善性の姿は、民主主義否定の箝口令、秘密主義、労働組合潰し、東芝の専門的な組織、扇会などが作り出した物言わぬ労働者の産物と言えると思う。ここには企業論理だけで、J I SやI S Oの審査、認証などの意識は存在しない。コンプライアンスは存在していなかったのでは、と思います。

今後、J I S、I S Oの認証取り消しともなれば、下請には直接的な打撃が想像されます。今までのそのままの下請いじめで成り立ってきた体質は、今すぐやめなければ日本産業、日本の経済そのものが大きな痛手となっていくことは明らかであります。下請、非正規労働者いじめだけではもう成り立たなくなっていることを知るべきであろうと思います。

次に、6日付の朝日新聞では、郵便局網維持の負担金2,000億円以上と述べています。このことは、土居篤男君が触れた農協潰しのモデルと言えると思います。総合的な機能で成り立っていた郵便局、そこが郵便と貯金と保険というように分離することによって、どんなとんでもわかる採算の合わない姿、これが現実となって襲いかかっています。農協へ来るこの潰しの実態は、あるいは財界が農協をかすめ取ろうとしておる論は、官邸そのものが今の農政に乗り出してきている。今、農水省はないと言われていています。官邸がそのまま、つまり規制会議とか諮問会議が閣議決定のごとく、権勢をもって農水省をじゅうりん、実行を命じているのが今の農政であります。そこに財界がのさばり続ける実態であります。まさに本末転倒とも言えると思います。狂った権力支配であり、土居君がふれた準組合員の姿は、昨日まで正組合員であり、農業者であったその人々の群れです。私は、その離農に追いやった責任をとらず、そして準組合員という形で社会的な権限まで奪う、そして農協を潰すなどということは絶対に許してはならない。ましてや南国市の基本的な産業である農業、これを守っていくという点から見ても、農協を守るということは、我々の使命であるというふうに思います。

今、全国の議会に見たことのない変化を求める提案行動がありました。熊本市議会での議場への乳児同伴であります。これらの規制は、男性中心あるいは金持ち議会の中でつくられた規則の産物であります。今、18歳選挙権が16歳、間もなく被選挙権も同年代になるのは必至であります。議場への入室制限などという威張った議場はなくなっています。議員が見えない傍聴席という議場は、過去の権威主義の遺物であったとしても、現在はそんな議場はありません。現実に個々にはあります。その議場は、傍聴席と一体となっているのが近代的な議場風景であります。その状況、普遍的な議会のあり方の民主化、このときに、この新聞報道なんかではこういうふうに述べていました。熊本市議会は、近く議長が緒方議員に厳重注意を行う模様と述べ、続いて、先進的な解決策で称賛される機会を失うのはもったいないと述べています。まさに、ロマン性を持った記者のこの訴え、私は積極的に受けとめていきたいと思います。

では、復習は終わりました、本論に入ってまいりたいと思います。

第1問は、里山に咲く一輪の花、梅の花に寄せる地域おこし。その主人公は露茜という梅の品種であります。その前に上倉村の実態について触れておきます。

旧上倉村は、奈路の谷と白木谷の谷に2つに分かれ、オール山で成り立っています。ともに孟宗竹、四方竹、水稻が生業であります。奈路の谷には、何でも地域おこしグループ、あすなろ会を主軸に四方竹の栽培。梅星館の近くでは、南国市の学校給食米の聖地としての小学生を招いての収穫祭。小学生の留学生制度を利用しての交流を広げています。

白木谷のほうでは、福祉梅林、唐岩梅林、そして白木谷小学校でのたけのこ祭り、さらにニガウリの栽培など、換金化と生活基盤の確立に6次産業に向けたゆめクラブから発展をした夢のファクトリーへと大きく翼を広げています。梅の里白木谷、そこへ露茜という紅梅で果肉が大きく、きれいな梅での地域おこしは、大分の大山町、梅で有名な水戸の偕楽園、町の名よりも梅の名が高名な和歌山の南高梅の里、みなべ町でありますけれども、この地域おこしを先輩に学びながら、今後の上倉あるいは白木谷の今後のあり方について、ちょっと触れてみたいと思います。

今から約40年前、60年代から70年代にかけて、一村一品運動というのが全国に広がりました。そのスタートとして、梅をつくってハワイへ行こうのキャッチフレーズで、全村民にパスポートを展開したのが日田市大山町農協でした。この町は、農は土なりと、原則的には有機栽培に取り組んでいます。その有機栽培を基軸としてやっておりましたけれども、梅だけでは寒にやられたり、病害虫にやられたりすると、年1作では生活が成り立たない、だめだということで、野菜づくりに、あるいはシイタケ栽培に、そして加工して2次産品をつくり、レストランをつくり、販売手をつくって、みずからが値段をつけ、いわば換金化する。主体性を持った作業で6次産業が定着をしています。

白木谷は孟宗竹、四方竹、水稻、イタドリ、フキ、さらにニガウリと、2次産品づくりの条件は、夢のファクトリーで実現することができると思っております。さらにバックボーンとしての道の駅、山村振興のかなめが行政的にしっかりと根を張り、支えています。

そこでお尋ねをいたします。

露茜は、果肉が大きく、紅梅で、美しさと肉質で大きな期待が寄せられています。山村では耕作放棄地が広がっています。山村だけではありませんけれども、特に山村の場合は、耕作放棄地イコールおじゃんというのが実態であります。そういう点で、山村における耕作放棄地というのは、平場よりもさらに深刻な状況をすぐつくり出すという点で、早期の手だてが必要であることは御存じのとおりです。まだ未知数であります。まさに夢大きく、3本の木、まだこの露茜は3本しか植わっておりません。だが、これに寄せる期待というのは物すごく高いんです。農林行政の新しいプランとして取り上げ、支援が絶対的に必要だと思います。1本

1,600円から2,000円の苗木代がかかります。まず、緒についたばかりの力量に、その支援というのは100万の援軍であります。山村振興の一つのあり方として検討を進め、さらに道の駅への運び込みなど、ゆめファクトリーの活躍と合わせて練り上げてほしいと思います。

次に、選挙についてです。

18歳、19歳の選挙権は世界的なレベルへ、今、世界的には16歳選挙権、16歳被選挙権というのは実態であります。そういうふうに接近をしていますが、被選挙権はまだ日本はそこまでしておりません。だが間もなくそれも並んでくる、これは必然的な条件であります。

そこで、選挙の姿です。投票権の行為は、男性で金持ちの1票から出発をしたのが日本における選挙制度です。そして、戦後の女性参政権で、一気に夢開く民主化が進んでまいりました。特定の人しかなかった権利、これを20歳という年齢だけで、男も女も同等の権利を有するというふうな、言えば権力者から闘い取った1つの民主化、これから始まって72年というまだ若い年代です。投票権は国民の責任感を養いますし、同時に民主主義の一つの基本であります。だが、小選挙区制は民意を酌み上げ切れない選挙制度であります。1票の行使は、最大の社会的な行為であるということをお互いに確認し合いたいものであります。

そこで私は、18歳、19歳の人たちに的を絞って見てみました。大学生、高専生のいる物部、そして医学生がいる岡豊、この投票行為を調べてみました。同時に生徒の実態です。物部のほうでは18歳の男性が40名、そして19歳の男性51名、女性は18歳23名、19歳が15名、都合18歳、19歳で63名と66名、129名です。その中で投票行為に参加した人は、男性が18歳で14名、そして女性が7名、19歳では男性が12名、そして女性が3名というふうなことで、33%の18歳、そして19歳の23%の投票率というのが姿であります。

なお、岡豊のほうではどうでしょうか。岡豊のほうでは18歳有権者は男6名、女11名、19歳では男11名、女5名、トータル17名と16名。たったこれぐらいしか岡豊にはいませんか。若い人たちがいっぱいいるのに、たったこれぐらいというふうにしか私は思えません。なお、投票行為です。男性のほうでトータル4名、女性のほうで5名ということで30%と25%。南国市の全体の18歳、19歳の投票率は42.66%が18歳、26.60%が19歳というわけでありますから、余りにも低い。この両投票区は、今までも伝統的に低さを誇ってききましたが、今度調べてみて余りにも若い層の低さというのが実感をいたしました。この未来を責任持つ若い人たちのこの低投票率の実態は、これは深刻であります。

だが同時にもう一方考えなければならぬのは、南国市の基本的なその学生諸君を受け入れる態勢です。つまり、今話題になっておるいわゆる規制緩和の問題です。南国市の行政が緩慢

であって、そしてあるいはルーズで、ろくに何もしなかった、だからこうなったというのは簡単でしょうけれども、まさにただと言わなきゃなりません。南国市の都市計画は、学生の南国市に住んでよかった、住みたい、そういう思いを受け入れることはできない。つまり、南国市へ行かなくていい、住所を移さなくていいという客観的な条件を保証してきたにすぎないんではないか、というふうには言わなければなりません。

私はそういう点で、今までの過去の投票率等も見てみますと、過去の投票率は、今述べたように余りにも低さについては同じであります。だがやっぱり、僕は思うのは、南国市が行政的にその学生たちを受け入れる、そういうふうなシステム、これの確立がおくれてきたという条件から、まず南国市に親しみは持てない、親近感がない。これは市議員選挙のときにはそれが具体的に出ております。そんなことを考えてみるときに、選挙権の行使というのはそういう生活環境、生活圏を保証された客観的な条件、それが伴ったときに選挙へ行く行動がそこに発揮できるというふうに見ることができるんじゃないかと思いました。

つまり、選挙権の行使の条件は、今述べたような点、そうなると今問題のこの規制緩和、きのうも何名かの人、おとついても含めて何名かの方が規制緩和論について述べました。これについての取り組みが早急に進められなければなりません。だが、表現としておかしくなりますけれども、高知新聞の持つ信頼性、あるいは社会的影響力、規制緩和論が、言えば読む人の、読む人というのは自分の都合に合わせて新聞記事も読みます。そうなった場合、この規制緩和の報道は、受けとめた方はこうです。勉君よ、大体あれかよ、どこでも家建つかよ、野市みたいになるかよ、というふうな受けとめ方が圧倒的でありました。だからそうなると、私は、今受けとめて論議の対象になっておる規制緩和問題について、当然市民的な声が都計へ寄せられてくると思います。そこではそれを想定をして、市民的な願い、これに受け答えれる。そういうふうな2年先になったら何とかかなると思います、わかりません、ありゃこりゃ、これでは話になりません。私はだからそういうなことが、この規制緩和問題、同時に学生の、いけば南国市へ住みたいという客観的な条件づくり、これと結合するということが必要だろうということを申し上げておきたいと思います。その点で、いわゆるこの規制緩和、学生の受け入れ、学生の選挙権の問題なんかを総合的に解決できる答弁等があれば、私は市長のほうからお答えをしていただければと思っています。

そして、選挙問題についての2点目、掲示板の設置についてであります。

この掲示板は、久枝のミロクパーツのところにありますけれども、前回は、ゆらゆら板っ子1枚、漁師が板っこ1枚で海を行ったらというような歌がありますけれども、2メートルの深

さがあり、1.5メートルの幅がある。そのところでゆらゆらの1枚の板でポスターを貼りに行く。それでも去年はゆらゆらでも何とか貼れました。ことしはどうでしょう。もう特別な軽わざ師でないと行けん。前にはその橋もない、足場もない。それで、貼る位置は足場は裏側、前はその溝、足場がない。もう頭へきて、もう貼れんというふうな状況のときに、ちょうど目の前に友人が通りましたので、手を引っ張ってもらって、ようやくポスターを貼るといふようなことがありました。現場を知らない選管なのか、現場を知ろうとしないのか、あるいは全部つけてもらう人お任せだけなのか。こんなことはやはり、おいさがしと言わざるを得ません。

私はこの設置場所の変更は、これはもう極めて簡単なことでありますから、これは前回も選管へ申し上げましたが、放置をされておりました。今度はそこは完全に位置を変える、怖くないところへやらないと事故が起きて、選挙管理委員会の損害賠償というふうなことが起こりかねません。なお、JA日章支所のところも、川をまたいでポスターを貼るといふような条件でありますから、ここも工夫されることを求めています。

次に、たばこ問題です。

私は、平山市長の庁舎と敷地内禁煙宣言は、市民全員への健康都市づくり宣言であり、決意であります。私は喝采を送りたいと思います。私自身、COPD、いわゆる慢性閉塞性肺疾患、これ死亡率世界第3位、レベルは高いです。これはたばこのおつりです。百害あって一利なしの見本です。

この庁内禁煙の過程を若干洗っておきます。この禁煙については、何度か議会で質問をさせていただきました。喝采を送る人、浜田そんなこと言うなよ、いうて言う人、いろいろありました。だが最初に、このたばこの禁煙問題についてやったときは、浜田純市長でした。まず、机からの灰皿を撤去しました。そして、玄関と裏玄関に灰皿を置きました。そうしたところが、今度は一流で、浜田純市長と橋詰、その当時助役だったと思いますが、2人が玄関ですばすばたばこを吸ってる。何でおんしゃあ、ちっとそれ、余りにもどぎついぞ、やめやというて言いましたが。おおそらそうじゃと言うて2人が引っ込んで、ではその次に出てきたのは、2階の北入り口に灰皿が置かれました。この灰皿が余りにも汚い、たばこを山と盛っている、煙がもうもうと出ているというようなことで、ちっと直せやというて言いましたら、そうよと言うて、今度はそこ撤去しました。そして各階に、いわゆるたばこの吸うスペースがつけられましたが、やはり時の流れでそれについても批判があり、そして、ようやく5階の議会の前1カ所にたばこを吸える環境が保障されました。だが、これは議会へは県内外から行政視察等に来るお客さ

ん、たばこを吸うのは議会のところが最後のとりでかよ、というふうな議会の姿がどのように受けとめられたかは別にしても、好感を持って迎えられたというふうには言えないと思います。

私はその点で、たばこについての取り組みで、何かおかしい表現ですけれども、私は他人本願の勧めを言いたいと思います。市長が、市内あるいは敷地内での禁煙を宣言をする。これをチャンスに、今までやめたいやめたいと思ってもなかなかようやめざった。だが、これはいい機会だ。よし、吸えなあやめるかというふうな、言えば他力本願であったとしても、積極的な行動として、私はたばこをやめられんことを願ってやみません。というのは、初めに私も触れましたが、私自身のCOPD、慢性閉塞性肺疾患というこの病気をおつりとして持っているわけですから、実感であります。その点で、おどしだけではありません。生活まで、いわゆる健康というのはむしばんでまいります。そういう点からも、あるいは業務に差し支えがあることは当然であります。だから私はたばこについては、百害あって一利なし。じゃあもう一方で、お酒については百薬の長と言いますから、そのほうで我慢しましょうよというふうに触れておきたいと思います。

次に、ほ場整備についてです。

ほ場整備については、今、地権者説明会がほぼ終了したと思います。今の段階の中で、例えば片山のほうでは167名のうち、2回の説明会で40名足らずの人しか参加をよういただきませんでした。全体ではどのような状況になっているのでしょうか。あるいは、その中で出された意見などは、今後のこの取り組みの中で、これは生かしておかなければならない、あるいはこれは却下していかなければならないというふうなお気づきの点があれば、そのことについて触れていただきたいと思います。

また、このほ場整備の田畑については、南国市在住者ばかりではありません。県内外、数十名片山でもいますし、どこもそういうふうな人たちで構成をされています。そうすると、そこに足を運んで印鑑をいただかなければなりません。そんな点で今、各ほ場整備の委員会に対して25万円の助成をいただいておりますけれども、手紙や足を運ぶ、そういうふうなことになってくるととてもじゃないが、というのが皆さんの願いです。それについて改善すべき点が、あるいは増額をすべきことが望ましいとお思いであれば、お答えをいただきたいし、思わなかったら思うようにしていただきたいと思います。

なお、このほ場整備について、県営ほ場整備をやった十市、十市のほ場整備が余りにもずさん、天下一品ずさんでありまして、あと田んぼはでこぼこキュピッチャーンというふうな状況に今なっています。だから、どのほ場整備の委員会でも、十市を見てみいや、ああなるろうが

かよという声はあります。特に県営ほ場整備、県営の事業でやって、県の担当者が、初めからあこは田んぼはざっと、地盤が弱い、そらあそうなることは当たり前よよ、なんていうことをずけずけ平気で言わず、言うなんていうことがあったとしたら、県の職員の余りにも暴言であり、許されたことではないと思います。その点で副市長、かっときたら、かっと言うていただきたいというふうに思います。

以上で第1問を終わります。

○議長（岡崎純男） 答弁を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） 浜田勉さんの御質問にお答えいたします。

住民登録につきましては、住民基本台帳法の規定に基づきまして、居住地に住民票を移すということに義務づけられているというところがございますが、現実には学生さんにつきましては、帰省先にそのまま住所をおいて、一時的にこちらの学生の期間だけ住むという意識が強いということがあるのかもしれませんが、住民票を移さないというのが現実的なところだと思います。岡豊地区につきましても、高知大学医学部周辺、規制緩和によりまして、学生アパートも新たに建ちやすい条件がそろったところがございます。で、これからまた学生アパートも建っていくことだとは思いますが、やはりその住民票を移すということになりますと、なかなかそれが移せる環境というのは今までどおりかなというふうにも思うところです。

その住民票を移していただくということにつきましては、やはり、今まで私も申し上げてきたところがございますが、住むところと働く場所ということだと思います。そちらに住みたいという条件を整えなければ、そちらへ来ていただいた学生さんも、その地で住もうというふうには思っただけないというふうに思います。ですので、魅力あるまちづくりというのは大切になってくるところがございますが、まず住むところはやはりこの規制緩和、先ほど2年とか言いよったらいかんじゃないかよという御意見もございました。実際、ことしの5月の案でそのまま条例化できたらよかったんですが、もうこういう状況になってしまったのは非常に私自身も残念でございます。もう、一日でも早く、1年でも、2年でも、ちょっとでも早くこの5月の案に近づけてまいりたいというふうに、気持ちはそのように思っております。

また、働く場所につきましては、これも今まで申し上げておりますが日章の工業団地、またオフィスパークセンターというふうに今整備を進めておりますので、また南国インターチェンジから1キロの範囲、そういったところで製造業等が移転してきて、新たにそこで企業が誘致という形で進出できるような条件も今回規制緩和でできますので、そういったところで働く場

所も確保していきたいというふうに思うところです。

そういったまちづくりを進めることで、やはり、ああ住もう、住民票を移そうというふうな
ことになってこようかと思えます。住んでみて初めてそのよさがわかるということになるう
かと思えますので、住んでよかったというふうに学生さんにも思っただけのまちづくりを
していきたいと思えますので、どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げまして、私の答弁とさ
していただきます。

○議長（岡崎純男） 副市長。

〔村田 功副市長登壇〕

○副市長（村田 功） 浜田勉議員の梅の支援策について、まずお答えいたします。

議員御提案の梅、露茜につきまして、実際に栽培されておられる農家の方からも、その特性
やこれからの思いなどについてお話をお伺いいたしました。

この品種はほかの梅と違い、収穫時期が7月と遅いため、孟宗竹の収穫時期とは重複しない、
そのため労働力の分配、分散につながると思います。そして、梅の収穫につきましては、軽作
業でございますので、高齢者にも対応が可能かなと思っております。

中山間地域で耕作放棄地の解消策として、この梅でと考えており、その支援は、の御提案で
ございますが、本市には中山間地域活性化協議会という組織がございます。その組織はさまざ
まな取り組みを行っておりまして、それに対して市単独事業として支援を行っております。例
えば、緑竹導入もその一例でございます。春の孟宗、秋の四方竹、そして夏の緑竹として、
連続してタケノコ生産・収穫スタイルを目指して地元組織は活動しております。今は一定の肥
培管理方法も構築され、少量ではありますが販売も行われております。

御提案の露茜の栽培支援につきまして、協議会の試験栽培での取り組みという形や中山間地
域振興拠点の道の駅南国での積極的な支援も考えられると思います。特に、道の駅につつまし
ては、設立時に掲げた事業目的は、山村振興等農林漁業特別対策事業施設として、地域の活性
化のために、人・情報が行き交う山村づくりの拠点を目的としており、消費者が山村に足を運
び交流が生まれ、農産物を通じて人や情報の関係が深まっていくシステムを目的として、中山
間地域の活性化が事業目的でございます。なお、詳細につきましては、さまざまな面で検討を
進めてまいりたいと思っております。

なお、この梅が南国市の中山間地域の特産品として、さらに6次産業化として夢工房での加
工による土産物になればと一層の夢が広がっております。

続きまして、国営のほ場整備事業の仮同意徴収に向けての地権者説明会でのお話ございま

すが、私自身、可能な範囲での出席でございます、全ての地区には出席できておりません。

この説明会は、地元ほ場整備委員会主催の地権者説明会という形を明確にして、地元委員会から、地域の将来を見据えてこの事業が必要であるということや司会進行、工事、営農、換地の各部門の説明など、全て委員会で取り仕切っていただき、国・県・市の行政側は地権者の方の意見、御質問に対応できない場合の対応というオブザーバー的な立場で臨みました。

説明会は、活発な意見・質問により、3時間の長時間に及ぶものもあれば、説明20分、質問5分の30分弱で淡々と終了したものもあります。その感想として、地権者の方の意見・質問に委員会として明確にお答えできる委員会もあれば、ほぼ行政がお答えした説明会もあり、さまざまでございます。私どもがほぼ答える形になったことにつきましては、これまで主に行政が各地元委員会に説明をする形をとってきたことから、一定やむを得ないことだとは思いました。しかしながら、これから各委員会の委員さんは地権者のお宅を訪問し、個々に仮同意をいただくので、委員さん自身が事業の内容を把握できていないと、質問・意見にはお答えできません。ですから、今回のこの委員会主体の説明会は、一定の成果を上げたと感じております。

当然のことですが、地権者の方々にはそれぞれの農地への思いがあります。意見といたしまして、議員御質問にありましたものとして、換地が特に多うございました、換地の不安。そしてやはり、これまで構築してきたコンクリート畦畔の除去、これからの土畦畔等の疑問、たくさん御意見をいただきました。その思い・意見に沿いながら可能な範囲でお答えし、事業着工に向けての同意を得ることが私どものできることでと考えております。

そして、県外の地権者の方の同意のとり方ということでございますが、基本は郵送でのお願いをして、その後の手続については詳細を詰めてまいります。今交付しております25万円という御質問のありました補助金、これはあくまで委員会の活動の補助金でございます。その補助金は一定使途が緩やかにしておりますが、これをもって旅費に使って判をとってきてくださいというつものものではありません。委員さんの日当、なぐれ賃が主でございます、各組織に25万円ではございません。整備面積によって金額が異なります。片山は広うございますので、25万円という補助金を出しておりますので、御留意ください。

今後、来年3月までの仮同意徴収、そしてその結果を受けて、事業の一定地域を確定し、31年4月からはいよいよ本同意取得に着手します。まだまだ先にある山は高いと思っておりますが、一步一步前に進まなければならないと思っております。

議員におかれましては、片山地区ほ場整備委員長として、これまで以上の御活躍を期待しております。

なお、最後に十市のほ場整備事業につきまして、土居議員さんに少し失礼な物を申しました。汚いという御意見が出ておるといことでございますが、確かに十市のほ場整備事業の結果を見て、地権者の皆様からは、ああいうふうになるのであれば、という疑問符がつきます。申し上げましたように、県への支援をお願いしたところ、相当きつい口調で言われたこともございます。なお、県・市、どういう形がとれるか、建設課とも協議をしながら対応策を詰めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 選挙管理委員会事務局長。

〔西山明彦参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長登壇〕

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 浜田勉議員の選挙についての御質問にお答えいたします。

先ほど、市長のほうから、規制緩和などを含めたまちづくりについてお答えいたしましたけれども、私は選挙管理委員会の立場からお答えさせていただきたいというふうに思います。

議員に御紹介いただきました18歳、19歳の投票行動でございますけれども、岡豊地区につきましては、第41投票区蒲原についての数字を御紹介いただきましたけれども、本市の18歳、19歳の投票率につきましては、全国の投票率と比べましても低い状況でございます。したがって、さらに工夫した啓発活動が必要であるというふうに思います。特に若い世代につきましては、御家族と一緒に投票に来られる方々が多く見受けられたと思いますので、特に単身であります高専や大学などの寮に入寮されている方々へ投票喚起を促すようなこともしていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

選挙についての2点目でございますが、ポスター掲示板の設置についてでございますけれども、久枝ミロクパーツのところと田村のJA南国市日章支所前につきましては、議員さんが御指摘いただいたとおりでございますが、大変御迷惑をおかけいたしまして申しわけございません。

掲示板につきましては、国政選挙では266カ所、県の選挙も同じでございますが、市の選挙につきましては、150カ所にポスター掲示板がございます。これらのうちで、先ほどの2カ所につきましては、投票人つまり見る側の立場からは考慮したものでございますけれども、ポスターを貼る立場からの視点が欠けていたのではないかなというふうに思います。したがって、今後改善を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 保健福祉センター所長。

〔高橋元和保健福祉センター所長登壇〕

○保健福祉センター所長（高橋元和） 浜田議員さんの、たばこ対策に対する市の取り組みと
いうことで、答弁させていただきます。

健康増進法の第25条におきまして、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、
百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、その他の多数の者が利用する施設を管理するものは、
これらを利用する者について受動喫煙を防止するために、必要な措置を講ずるように努めなけ
ればならないとあります。

本市でも、平成28年3月に策定しました第2期の南国市健康増進計画「健康なんこく21計画
きらり」において、たばこ対策は重点対策と位置づけまして、全年齢における生活習慣病予防
として取り組んでおります。南国市庁舎につきましても、平成19年度から分煙を開始しており
ますが、完全分煙となっていなかったため、平成30年度より、庁舎施設内を禁煙にすることを
予定しております。喫煙者の方々には、御協力をお願いしたいと思います。また、学校につき
ましては、小学校の13校、中学校の5校、全てにおいて施設内及び敷地内禁煙を達成しており
まして、また喫煙防止教育などたばこに関する健康教育を実施しております。

今後は、喫煙者の方々に対し、みずからの身体を守り、周囲の皆さんの健康を守るためにも、
禁煙や喫煙本数を減らす、喫煙場所を選ぶなどの行動を起こす必要性を理解してもらうため、
イベントなどの機会を捉え、禁煙や受動喫煙防止の啓発を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 17番浜田勉議員。

○17番（浜田 勉） 納得に到達するというふうなお答えをいただいたとは思いますが、私
のほうで、今の質問の中で、抜かっておったというんか認識のほうで甘かった部分がありまし
て。1つは、たばこ問題についてのI O CあるいはWHOなどから、例えばオリンピックに向
けて、たばこのないオリンピックというのが国際的な標準になっておりますが、どんなふうな
点の要請が来ておるかというのを聞きしないと、世界的な取り組みにならないというふうな
ことを思いますので、その点をお答えをいただきたいと思います。

そしてもう一点は、2人の同僚から、投票率の向上については意見が出されておりました。
ただ私は、期日前投票の部分で、いわゆるスーパーなどに寄ってというふうなことは、一定の
前進の答弁が出ておりました。それはそれとして、私も同感であります。大学、高専の物部
で1カ所、あるいは医大のほうで1カ所、いわゆる敷地内、高専と大学の場合、敷地内となる

とどっちにすらやとなりますけれども、空き教室はないかもしれませんが、融通は結構つきま
すので、選挙統一というふうなことで、新しい投票所という問題を考えて。特別待遇をするわ
けではありませんけれども、やはり隔離されたところに生活をしておるといふような条件で、地
域へ余り出てない、だから地域への投票所へ行くのは足が重いというようなことであるとした
ら、やはりその足を軽くしてやろうと。健康な様子で足が重いかということあるかというふう
なことを言わずに、その学生諸君の条件を満たして、そして投票しやすい環境をつくってやる
ということも、今の未来は青年のものという君たちのエールを託す思い、これを受けとめてほ
しい、そういう訴えができるんじゃないかということ、今もう一度言います。

たばこのほうでは、I O CやWHOのほうからどういうふうな要請が行政に来てるのか、そ
して投票所問題については、物部で学内、どちらへつくかは別にして、そして医大のほうとい
うので検討をしていくべきではないかということについて、お答えをいただきたい。

○議長（岡崎純男） 答弁を求めます。保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（高橋元和） たばこ対策に対してのI O Cの姿勢でございますが、
I O Cは1988年に禁煙方針を採択しておりまして、会場の禁煙化とたばこ産業からのスポンサ
ーシップを拒否しております。近年におきましては、会場だけではなく、レストラン等を含む
屋内施設が全面禁煙の国や都市で行われることが慣例となっております。

以上です。

○議長（岡崎純男） 選挙管理委員会事務局長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 投票所を高専あるいは大学の敷地
内へということでございますけれども、実は投票所につきましては、中央部が市役所本庁舎、
北、南に分けるかというような議論も今現在しております。そういった中で、例えば高知大学
の医大病院でありますとか、そういったことも検討の中には入っております。量販店というこ
とも検討するという事をお答えしましたけれども、あわせて、どういったところに投票
所を設置していくのがいいのかというのを、また検討していきたいというふうに思います。

○議長（岡崎純男） 17番浜田勉議員。

○17番（浜田 勉） 今、お答えをいただきました。100点満点という理解は別にして、イ
エッサーということで、私はこういう取り組みというのが、特に大学生あるいは高専生の諸君
が選挙やりやすい条件は、1つは、南国市のスタイルが君たちを大きく歓迎しているという意
思表示というふうな受けとめて、検討をしていただくことを願って、終わります。ありがとう
ございました。

○議長（岡崎純男） 11番前田学浩議員。

〔11番 前田学浩議員発言席〕

○11番（前田学浩） 通告に従いまして、一般質問を行います。

1番目、コンプライアンス、法令遵守についてです。

8月初旬の市長就任の挨拶をされ、コンプライアンス、つまり法令、規則を守ることを職員に伝えられたと報道がございました。

まず質問です。市民の見本である地方公務員にとって、法令遵守は当たり前のことだと思いますが、あえて就任の挨拶で述べられた理由を市長にお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 私は今まで地方公務員として、30年以上、ずっと働かさせていただいたところがございますが、その30年の間にいろいろなことを見てきたところがございます。いろいろといいますと、飲酒運転もそうですが、お金にまつわる借金の関係、それによって業務がなかなかうまく集中してできない状態とか、そういった職員も何人か見てきたところがございます。また、その私の今までの30年の中には、逮捕につながった事件もございました。

そして、私、広域連合という研修機関へ行きまして、そちらでも法令遵守、公務員の基本ということを常に基本研修ではやっております、それが公務員として働く上では最も大切、住民の信頼を得るためには、最も大切であるというふうな意識がございまして、法令遵守をまずもって皆さんに伝えさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 11番前田議員。

○11番（前田学浩） 今議会、今西議員の質問のお答えで、現在は職員にコンプライアンスは浸透しているとお答えになったと思いますが、我々の認識としてはそういうことでよろしいでしょうか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 反問をお願いします。

○議長（岡崎純男） 許可します。

○市長（平山耕三） 今の、我々の認識っていうのは、我々っていうのはどなたのことでしょうか。

○議長（岡崎純男） 11番前田議員。

○11番（前田学浩） 議会側でございます。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 私の、それが浸透しているというのは、職員の中に浸透しているというふうに答弁さしていただいたというふうに考えております。

○議長（岡崎純男） 11番前田議員。

○11番（前田学浩） 次に、就任の翌月に課長職と副市長が急にやめられたのですが、この2人について、コンプライアンス上の問題はありませんでしたでしょうか。

課長職の職員については、我々議員に説明する必要のないものだと判断されておられれば、それはそれで個人の辞職でございますので、必要なければ聞きただすこともありません。

ただし、副市長の辞職については、本議場で、議員向けに市長みずから説明されました。その際、私は、市長の説明を聞き、市長の説明どおりであるならば、辞表を受け取らずに首ではないかと、何度も発言をさせていただきました。

その説明から約2カ月が経過し、昨日の有沢議員への答弁で、副市長辞任に対する説明に問題はないと言われましたが、そのとおりでよろしいでしょうか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 副市長の辞任の件につきましては、昨日御説明したとおりでございます。これにつきましてはコンプライアンス上に問題があるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 11番前田議員。

○11番（前田学浩） 市長が私たちに説明したことを私なりに理解すると、元副市長は、官民境界確定の際に故意に南国市に不利になるようなことをした。その不作為を補うために、公印押印簿に記載することなく、勝手に数度市長印を押し、相手側に渡したと私は理解しましたが、これであるならば懲戒免職に当たるのではないのでしょうか。

市長の見解を求めます。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 境界立会につきましては、その現場で対応する、その相手の方に対応するために解決を図ったと、図るためにそういう処置をしたと、そういう相手の方とのお約束をしたということを考えておりまして。そのわざと、必要なのにわざとやらなかったというふうには考えていないところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 11番前田議員。

○11番（前田学浩） 中山議員が一般論として質問いたしました、特別職の退職金の返還でございますが、今議会では、補正予算として退職金が計上されております。

つまり、我々は具体論として判断しないといけない状況でございますが、市長は、今議会の補正予算に計上されてることについて、一点の曇りもないと断言できるでしょうか。確認させていただきます。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 今回の件についての退職金につきましては、吉川副市長の辞表を私が求めたというようなことでやめていただいた、いわゆる今までの職員の懲戒という中では、いわば論旨免職というような形をとった形になってます。

ここで仕事をやめるっていうことで、これからの収入がなくなるわけです。それで、懲戒免職に当たると、通常退職金が出ない懲戒免職、職員の懲戒免職に当たるというような内容には合致していないというふうに判断しております。ですので、退職金は出すべきものというふうな考えで出しております。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 11番前田議員。

○11番（前田学浩） それは、それぞれの議員が判断することになろうかと思えます。

次に、10月初めの総務常任委員会決算委員会におきまして、私が、商工観光課の課長に、須崎市の商工会で会員の水増しがあり、県から不正受給が判明したが、南国市の商工会は大丈夫かと質問をさせていただきました。そのときに、ただいま確認中だという答弁がございましたが、須崎市の件が新聞報道になってから数日たったときに聞いた内容でございましたが、今、この件について、あれから報告が議員向けにもございませんが、どうなりましたでしょうか。担当課長に答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） その件につきましては、商工会のほうから間もなく報告があると思えますので、また報告がありましたら、議員の皆様にもお知らせをさせていただきたいと思えます。

○議長（岡崎純男） 11番前田議員。

○11番（前田学浩） 既に2カ月以上が経過しておるんですけど、それはまだわからないということなんでしょうか。もう一度答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 商工会のほうに確認しましたところ、その件につきまして、県のほうから調査等が入っておるということを確認しております。正式に、また改めて市長のほうに報告があるということで聞いておりますので、報告がありましたら、正式にまたお知らせをしたいと思えます。

○議長（岡崎純男） 11番前田議員。

○11番（前田学浩） 市長には一切報告はまだ上がってないってということで、我々は認識してよろしいでしょうか。市長にお尋ねいたします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 正式に私の耳には入ってきてません。ただ、うわさで、何か商工会でまた今後相談が来ると思えますというような話が、誰からかとは忘れましたが、そういう情報は耳にしました。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 11番前田議員。

○11番（前田学浩） 市長の答弁で、うわさベースで聞いたとかいうことは、補助金を出している相手方ですので、それはあり得ないと思うんですけど。もう一度、市長に報告はなかったのかどうかお尋ねいたします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 報告はありません。

以上です。

○議長（岡崎純男） 11番前田議員。

○11番（前田学浩） これは、須崎市の商工会と同じ状況であれば、これまで南国市の商工会の事務局長は、市の職員のOBがされております。

その認識は正しいでしょうか。総務課長に答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 近年、南国市のOBが商工会の事務局長をされていると認識しております。

○議長（岡崎純男） 11番前田議員。

○11番（前田学浩） 今回、私の一般質問に対して、商工観光課長並びに市長から、もうちょっと詳しい答弁があるかと思ってたんですけど、ないということですので。まだ報告も受けてないということですので、我々議会は、今の段階で市長は何も聞いてない、2カ月たってる

のに何も聞いてないということで、認識させていただきたいと思います。

それで、もう少しこの問題をお話しさせていただきたいと思いますが、市のOBの方が事務局長をされているということでございますが、現在、監査委員をされてる方は、事務局長をされてたと思いますが、その認識でよろしいでしょうか。総務課長にお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） そのとおりでございます。

○議長（岡崎純男） 11番前田議員。

○11番（前田学浩） これも、南国市の商工会が須崎市と同じような仕組みで不正受給をしてたとなると、その申請者は事務局長であったと思われます。その方が現在、南国市の監査委員をされてるということであれば、市のガバナンス上大変大きな問題であるかと思いますが、市長にもう一回お伺いします。

南国市の商工会から、本当に報告はこれまでなかったでしょうか。市長にお伺いします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） ありませんでした。

以上です。

○議長（岡崎純男） 11番前田議員。

○11番（前田学浩） この内容はこれまでにとどめておきます。コンプライアンスを大変大切にされてるということですので、今後もコンプライアンスを大切にして、市の運営をしていただきたいと思いますというふうに思います。以上です。

次に、ほ場整備事業についてお伺いいたします。

何人かの議員が質問をいたしましたので、重なることがありましたら、申しわけないと思いますが、できる範囲で丁寧な答弁を求めたいと思います。

まず、今回の国営緊急ほ場整備再編事業は、南国市の農業百年の大計と言われておりますが、本当に100年先のことが読めて、その目標のために計画しているのでしょうか。私は、100年先唯一言えることは、次のまた次の南海トラフ地震の防災対策をしていることしか見えないのですが、副市長に、100年先の社会に向かって、今、ほ場整備をやる意義を改めてお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 副市長。

○副市長（村田 功） 議員が言われる百年の大計と申しまして、実際に100年後を見通した計画ではありません。長い将来のための計画と御理解いただきたいと思います。

農業を含め、現在の世情の変化は目まぐるしいものがあり、10年、20年後の見通しも定かではありません。そんな中、本市の農地、農業を守り、維持、発展させていくためのツールの一つとして、国営ほ場整備事業実施に向けての調査を進めているところでございます。

○議長（岡崎純男） 11番前田議員。

○11番（前田学浩） 今、南国市の農業は、南国市の全産業で占める割合から見ますとわずかに2%、2%です。南国市にとって農業は大切な産業であることは間違いないのですが、市長が市政報告で話された、基幹産業であるということは到底言えない状況です。くれぐれも言っておきますが、大切な産業であることは間違いないのですが、産業額、そして就労者の平均年齢から考えますと、主要産業ともとても言えない状況ですが、市長はどの部分から基幹産業と言われているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 南国市の歴史の中で、やはり1次産業がずっと中心であったということがございます。そういった中で、今まで南国市のこの香長平野で、ずっと水稻をつくってきたという農家の方、かなりかつては多かったわけでございます。その中で、やはり農業という意識というものが非常に強いという地域であるというふうに思うところでございまして、それが基幹産業であるという意識でまだ自分は表現したところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 11番前田議員。

○11番（前田学浩） 2%の産業を基幹産業と言い続けてることが、実は今の南国市の農業を弱体化させているというふうに、私は思っております。

次に、昨年も聞きましたが、この夏にいただいた南国市農協の計画資料の中には、ほ場整備のほの字も出ておりません。昨年も出ておりませんでした。なぜでしょうか。これまで、南国市として、南国市農協に協力依頼を申し出ているのでしょうか。副市長にお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 副市長。

○副市長（村田 功） 農協の名前が出てこないということでございますが、営農計画等をつくる中では、当然、机上の市あるいは県の事務屋だけでつくれるものではございません。営農計画を作成するためには、行政だけでなく、県の普及、そして現場に1番近い農協の協力がなければ、それこそ絵に描いた餅になります。現在も、ともに連携して営農計画をつくり上げております。その営農計画の具体的なものとしまして、少々申し上げますと、水稻しかつけれない水はけの悪い農地は、暗渠排水等を実施することによって汎用化を図り、水稻の後作にも露

地野菜が作付できて土地利用率が上がる、反収の上がる農地。そして、担い手農家の減少対策としての省力化、機械化システムの導入。そして露地野菜だけでなく異業種参入も含めた園芸ハウス団地の整備。さまざまなことをほ場整備をする地区だけでなく、南国市全体で稼げる、そしてもうかる農業を進める営農計画を、農協とともに作り上げておるところでございます。

○議長（岡崎純男） 11番前田議員。

○11番（前田学浩） 私は、今具体的に、ほ場整備について具体的に聞いております。ほ場整備について具体的な協力依頼の申し出は、文書等で行ったことはあるでしょうか。副市長お答えください。

○議長（岡崎純男） 副市長。

○副市長（村田 功） 申し出のことでございますが、国営ほ場整備推進に向けては、工事面等で主に前面に出た関係で営農関係が出てなかったのも、議員の御質問にあったように文書での依頼がされたかということもございますが、南国市では、南国市ほ場整備推進協議会という組織がございます。それにはJA長岡、あるいはJA南国市、ともに整備計画の中の農協さんでございますが、参画していただいております、当然その文書については公文書でございます。

○議長（岡崎純男） 11番前田議員。

○11番（前田学浩） どうも市内の農協は、このほ場整備事業に消極的にかかわりたくないようなことも聞こえてきますが、この点、副市長はどのように捉えてるでしょうか。

○議長（岡崎純男） 副市長。

○副市長（村田 功） そのようなことは全くございません。先ほど申し上げましたように、整備計画・工事面での事業推進が前面に出てしまったため、営農関係でその中心的存在の農協に対し、各委員会、各勉強会、視察等への参加要請に当たり、市としての配慮が足らなかったと思っております。

以上です。

○議長（岡崎純男） 11番前田議員。

○11番（前田学浩） 根本的なこともお伺いさせていただきたいと思いますが、私には、南国市内の農協は、それほどほ場整備事業には積極的に関与してないというふうに思っております。南国市の農業の百年の大計でございますほ場整備事業は、南国市内の農協にとってメリットはないのでしょうか。お答えください。

○議長（岡崎純男） 副市長。

○副市長（村田 功） メリットあるなしでなく、今回の国営ほ場整備事業を行わない場合、衰退していく本市農業が目に見えて明らかでございます。そうなれば、農家とともにある農協に未来はないと考えております。

○議長（岡崎純男） 11番前田議員。

○11番（前田学浩） そうであるならば、ぜひ関係の農協の支所並びにATMなどに、南国市のほ場整備の取り組みがわかるような大きなポスターを掲げていただくなど、目に見える協力の取り付けをするなど、積極的な依頼事項の実現を求めたいと思いますが、それは可能でしょうか。

○議長（岡崎純男） 副市長。

○副市長（村田 功） 当然、何遍も申し上げますが、市の配慮が足らなかったと思います。先ほど議員が言われた、ATM等目に見えるものについては、どのようなことが可能か考えてまいります。今後開催する各委員会の営農部会あるいは集落営農研修会、人・農地プラン検討会等、農協から、例えば17地区ございます各委員会には、地区別で担当職員を張りつけることを依頼するなど、積極的な参加をお願いしてまいりたいと考えております。

○議長（岡崎純男） 11番前田議員。

○11番（前田学浩） これから仮同意の徴収、さらに本同意の徴収、さらに換地の後、確認作業が2回続いていくと聞いておりますが、農協の協力なしに事業はうまく進んではいけないと思います。市長も言われてますように、同意率100%を求めるとであれば、ほ場整備は、今、全く安心できる状態ではないというふうに思っております。農協を含めた一枚岩で取り組む必要があると思いますが、農協の積極的な協力を求めるよう、市長、副市長には再度申し上げておきたいと思っております。この件について、市長に御所見を求めたいと思っております。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 私の住んでいる長岡では、私、北小籠でございますが、積極的に最初から、JA長岡がもうこのほ場整備をするんだということで、先頭に立って各地域で説明会をして進めてきたという経過があります。その中で、やはりJAの力、積極的にそれを進めるという人をまとめていく力というのは、非常にJAにはあるというふうに思っておりますので、ぜひともこれからはJAも積極的にかかわっていただき、こちらからも依頼をかけて、一枚岩で100%を目指して進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 11番前田議員。

○11番（前田学浩） ぜひ、その一枚岩で協力をさせていただきたいというふうに思います。

さて、百年の大計ということですが、そうであれば、これからせめて10年、20年先を見込んだ取り組みが必要だと思えます。例えばですけれど、中国への米の輸出ができるように、市が先頭に立って動くというのはどうでしょうか。国内の米は余り、今後もさらに人口減少が急速に進んでいくわけで、米のだぶつきは、今後さらにひどくなるのは容易に想像できることです。中国への輸出は、農林水産省のホームページを見ますと、中国側の要求する基準を満たせば輸出が可能で、米の輸出について、南国市は、これまで具体的に検討されたことはあるのでしょうか。副市長に答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 副市長。

○副市長（村田 功） 米の輸出につきましては、一部の農家が試験的というか、少量で輸出調査を行った経過はございます。ただ、私個人の意見としましては、国営ほ場整備事業で農林水産省に出向き、米の栽培について、いろいろトップの職員の方からお話をお伺いするに、新潟県等相当の米どころの相当のブランド米においても減反を進めておる。そのような中で、南国市が国営ほ場整備事業をやって、米の栽培作付をふやすという計画については、いかがなものかという御質問をいただいております。

当然、高知県南国市で、ブランド米として確立できる栽培方法ができるのであれば、それは一つの手段ではあるかと思いますが、南国市を挙げて米の輸出ということには、少し私はクエスチョンがつく思いでございます。

○議長（岡崎純男） 11番前田議員。

○11番（前田学浩） 担当課長、副市長になられた方が米にクエスチョンを持つてるということは、今ほ場整備をやっておる私から考えても、非常にショッキングな話になるわけでございます。米を考えずにこれからやる場合に、今、営農計画を地元の人間に任せていると思えますけれど、営農計画を米以外を考えて計画立てるという能力が、地元のほうにあると副市長はお考えでしょうか。

○議長（岡崎純男） 副市長。

○副市長（村田 功） 済いません。言葉が足りませんでした。

米をつくらない、やめるというものではございません。これから米をつくって、当然水田しかできない、一作米をつくって後作は空から見たら全て茶色という農地じゃなくって、米をつくる、そして汎用化にして、その後露地野菜をつくるということですので、米を全く除くという表現ではございません。あくまで米は当然、整備した農地ではつくっていかねばなりません。

せんが、米単作ではなく、その後の裏作としての営農体系という思いでございますので、繰り返になりますますが、米を否定したものではございません。

○議長（岡崎純男） 11番前田議員。

○11番（前田学浩） 先ほどの中国への輸出について、ちょっと戻りたいと思いますけれど、現在国内からは、さきの東日本大震災、原発事故もありまして、副市長は御存じだと思いますけれど、10の県が米だけじゃなくて農産物の制限を受けております。福島、栃木、群馬、茨城、千葉、宮城、新潟、長野、埼玉、東京。こういう例の出し方はよくないかもしれませんが、南国市とか高知県が、安心・安全の農産物を中国向けに輸出するという事は、今、チャンスだとも思っております。

市だけで無理であれば、県と一緒にしたチャレンジを、まさに百年の大計と、これは言葉だけの表現だというふうに先ほど言われましたけれども、10年、20年先を見込んだ、こういうようなチャレンジは必要だと思いますが、副市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 副市長。

○副市長（村田 功） 確かに東北の地震のときに風評被害が広がりまして、高知県の米が評判があって、買い付けに来た経過もございます。先ほど、前田議員が言われた、県と連携して、確かに高知県としては米の輸出についても魅力を感じておるようでございます。どのような形でできるか、これからも検討を進めていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（岡崎純男） 11番前田議員。

○11番（前田学浩） さらにもう一つ、百年の大計ということであれば、今も言いましたが、地区民の営農計画というものに任すのではなく、もっと先を見込んだ作物へのチャレンジをするべきだというふうに思います。例えば、スーパーフードの原料開発・加工を高知大学の農学部と一緒に取り組むとか、最近はやアヌとかチアシードなど、そこそこ注目をされております。スーパーフード協会は既に一般社団法人となっており、一般的にスーパーフードは健康によい栄養分を豊富に含みながら、多くは低カロリーの食品であるというふうに定義されておりますが、米以外に、また今副市長が言われた、今までつくられてた野菜以外に、そういうような取り組みを並行に進めていく必要が、私はあると思います。

先ほども言いましたように、地区の者に営農計画を立てろというのは、私は2年ぐらいこのほ場整備委員としてかかわってききましたが、なぜか行政側はほったらかしにして、あんたら考えて、みたいなことしか私には映りませんが、副市長の所見を求めます。

○議長（岡崎純男） 副市長。

○副市長（村田 功） 議員御指摘幾つかございましたが、後のほうから、済いません。

行政がほったらかしにしてということでございます。確かに南国市としての営農計画、漠然としたものはございましたが、実際にこれだよというものがございませんでした。今回、国営のほ場整備の実施に向けて、この営農計画が非常に大事なものになっております。そのため、今、一所懸命国の力もおかりしながら、県そして中央東農業振興センターでございますが、普及、JAとも力を合わせて営農計画をつくり上げておるところでございます。

その営農計画の中には、先ほど言われましたように、スーパーフードという言葉がございました。この意味、私十分理解できておりませんが、機能性野菜等、いろいろ成分によって非常に有益な作物があるようでございます。市としても、今還元野菜等での研究も進めておりますので、そういう部門、そして学校給食等に使えるじゃがたまにんじんで、南国市産で賄えないかという営農計画もつくっております。先ほど答弁でもお答えしました、そのために露地野菜の機械化、省力化のための国の事業を取り入れての10年を見据えての営農計画もつくっておりますので、一定、これからは目に見えて、農家の皆様にお示しできる営農計画ができるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（岡崎純男） 11番前田議員。

○11番（前田学浩） 国営ほ場事業は、数字的には国からの宿題はクリアできたということでございますが、市長、副市長も言われたように、歯抜けのような状況でございます。まだまだ、やっとスタートラインに立とうかというような状況ではないかというふうに、私は認識しております。今後、これからJAも含めて一枚岩で、慎重に慎重を重ねて進めていただきたいと思います。

次の質問項目に移ります。

次は、地域担当職員制度でございます。

これにつきましては、ちょうど10年前、私は議員になりまして、初めて議会で質問した内容です。今の南国市政において、重要な取り組みがいまだにされていないことに、やや不満を感じております。それは、市長の市政報告でもありました、南国市の総合計画の基本目標であり、重点施策の中の協働・連帯のまち、地域コミュニティ活動の充実、そして南国市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中の基本目標である、時代に合った地域をつくり、市民の安心した暮らしをまもるの中での地域コミュニティの強化、全てに合致するものだと思っております。

なぜ、この地域担当職員制度が進まないのでしょうか。担当課長に、これまでの話し合いがあったかどうかを含め、答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○企画課長（松木和哉） この地域担当者制度につきましては、前田議員からも、過去にも何度か御質問をいただき、導入すべきと提案をいただいていることは承知をしております。

これを受けまして、市としまして、かつて庁内に検討会を立ち上げ、議論を重ねた経過がございます。ただし、制度の目的が明確にできなかったこと、また人員や労働条件などの諸問題が整理できなかったという理由で、導入に至らず、今日に至っておるという状況でございます。

それ以降の話し合いはということでございますけれども、それ以上の踏み込んだ議論は現状ではできてないという状況でございます。

○議長（岡崎純男） 11番前田議員。

○11番（前田学浩） これは質問前に企画課長に渡した資料でございますが、総務省の地域担当職員制度の資料の中で、地域と行政をつなぐためにという資料を見ますと、社会全体の変化として急速な少子・高齢化の進行が上げられ、自治体の責務の増加としては権限拡大と人員不足、地域課題の増加などが上げられております。そこで、地域担当職員制度の課題として、地域の声をどう反映するか、また制度の問題点は何かを考える必要があるとされております。総務省自体も、有効な手段であるはずの地域担当職員制度が、なぜ普及しないのかという疑問を持っているようです。

ここで、総務省が想定している課題と、南国市が現在抱えている課題を、少しくどくなりませんが、確認をさせていただきたいと思えます。

まず、行政が地域担当職員制度の導入に当たって抱えている課題として、職員のモチベーションが上がらないというような課題が、一般的に考えられているらしいですが、これについては南国市はどうでしょうか。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○企画課長（松木和哉） 職員のモチベーションが上がらないということはないかと思えます。前田議員が言われるように、できるだけ地域に入って地域の声も聞いてということで、地域づくりを図っていくということは、大切なことではございますけれども、なかなか人員的なところもあって、そこまで地域のほうに積極的に入っていけるような状況にないということで、思ったように状況が打開できてないというところについては、もどかしさを感じておりますけれども、職員のモチベーションが低いという意味で進んでないということではないと思っております。

ます。

○議長（岡崎純男） 11番前田議員。

○11番（前田学浩） それでは、モチベーションの問題はないということですが、職員に地域担当職員制度などの研修の機会が欠如しているということが、これも一般的に総務省から言われておりますが、これは南国市はどうでしょうか。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○企画課長（松木和哉） 地域担当者制度についての研修ということについては、確かに県のほうからもそういう研修はありません。ただ、今の国の流れとしましては、総務省のほうからは、今、南国市のほうでも取り入れております集落支援員、これについて、国のほうでも財政的にも支援をするという状況で、方向についてもそちらの方向に転換をしておりますので、それに合致するような形で南国市も取り組んでいるという状況でございます。

○議長（岡崎純男） 11番前田議員。

○11番（前田学浩） 現在、今おっしゃられた集落支援員さんは、稲生地区に1人おられますが、ほかに集落支援員さんはいるのでしょうか。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○企画課長（松木和哉） 集落支援員につきましては、稲生地区に集落活動支援センター、チーム稲生の事務局員としての集落支援員が1名と、あと平成28年5月から長岡西部地区のほうに集落支援員を配置をしております。

○議長（岡崎純男） 11番前田議員。

○11番（前田学浩） 集落支援員が今2名ということをお聞きしましたが、私は地域担当職員制度を早く導入してもらいたい立場の者でございますが、今、公民館活動を支えておる社会教育指導員さんという方が何名かいらっしゃると思いますが、この方たちは現状はどのような仕事をされているのでしょうか。担当課長に答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 社会教育指導員についてでございますが、現在7名の指導員がおりまして、身分は非常勤職員でございます。

18の公民館と8つの高齢者教室を分担しております。公民館の各行事ですとか、イベント、各種会合、移動教室などを、館長さんと連携して企画運営のお手伝いをしておるほか、高齢者教室のほうでは大体月1回、ない月もございますので年10回ほど、1つの教室で教室がございまして、これを級長の方と連携して、移動教室、講師の手配などを級長さんと分担して行って

おります。

以上です。

○議長（岡崎純男） 11番前田議員。

○11番（前田学浩） 次に、行政側だけではなくて、地域側が抱えてる問題もあると思いますので、企画課長に引き続き、地域側をどう捉えているかどうか、お伺いさせていただきます。

まず、地域側に、地域の人材育成の欠如があるというふうに総務省も言っておりますが、これは南国市としてはどう捉えているのでしょうか。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○企画課長（松木和哉） 地域の課題といたしましては、先ほど議員のほうからもお話がありましたとおり、1人の方が複数の役員を兼任するなど、それを支える担い手が十分育っていないということが課題として上げられると思います。

○議長（岡崎純男） 11番前田議員。

○11番（前田学浩） これも総務省が考えている課題の一つに上げられておるんですけど、地域が自立していない、行政への依存度が高いとされておりますが、これは南国市としては、担当課長としてはどのように捉えているのでしょうか。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○企画課長（松木和哉） 地域の意識という面では、やはり行政に受け身の意識がまだあるという部分がありますので、これから、行政と地域との協働のまちづくりという意味からも、地域とともにお互いが、行政としても支えますし、地域としても自発的な取り組みができていくように、これから行政としても支援をしていきたいと考えております。

○議長（岡崎純男） 11番前田議員。

○11番（前田学浩） くどい質問を、企画課長には、市役所内と地域側の認識をお尋ねしましたが、さきの副市長の就任を初め、平山市長もたびたび、2002年の国体での市民との協働成果を声高に言っておられますけれど、既に15年が経過いたしております。そのときの協働の成果というのは、進んでいるというふうにお考えでしょうか。市長並びに副市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 確かに、よさこい高知国体2002年でございます、そちらには、国体を成功させるという目標のもと、南国市内の各地域が1つになって、それぞれの選手を受け入れて、大会を成功させるために応援、また歓迎、いろいろな取り組みを自主的に、もちろん国体推進

室、行政からのこういった形でやっていただけたらという形は提示さしていただいたんですが、それぞれの地域でそれをアレンジして、自主的に考えて選手の歓迎、応援とかをやっていただいたということがございまして、各地域大変盛り上がったとこでございまして。その地域の活動をつなぐために、自主活動団体のほうに補助金をつくって、そちらの補助金を出すことによって、各地域のその盛り上がりを引き続き持っていたきたいという取り組みを、浜田市長のときに進めたところでございまして。それが、今なお各地域の自主活動団体の活動につながっているというふうに思っております。それぞれ内容につきましては、若干変化してきているところもあると思いますが、それは引き継がれているというふうに思うところです。それがさらに盛り上がっているかという、そこまでどうかっていう、盛り上がっている地域もあれば、なくなった地域もあろうかと思いますが、それは地域地域によって状況は違うと思います。

以上でございまして。

○議長（岡崎純男） 副市長。

○副市長（村田 功） 市長がほぼ述べられましたので、私が申し上げますのは、あの2002年の、せっかくつくられた組織がもったいないという思いはございました。それを企画が引き継いでくれたということは、非常にうれしく思っております。ただ、今それほど、あのときほど動いておるかという、少し私はそこら辺は詳しくありませんので、申しわけございませんが、これにとどめさしてもらいます。済いません。

○議長（岡崎純男） 11番前田議員。

○11番（前田学浩） 15年たつて、それほど進化もしてないし、逆にちょっと停滞してるんじゃないかなというふうに私は思っております。地域コミュニティーの疲弊は待ったなしの状況で、これは南国市だけに限った状態ではございませんが、地方の自治体公務員が市役所だけにいるのではなく、もっと外に出て、市長が言っておられる連携、協働のまちづくりをしないとイケないというふうに思っております。

南国市は、人口が同規模の島根県の雲南市の小規模多機能自治ネットワークに入っているというふうに思いますが、その小規模多機能自治について、担当課はどのように雲南市のやり方を理解し、どの部分を南国市に生かそうというふうにお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○企画課長（松木和哉） 雲南市が中心となって進めております小規模多機能自治ということでございまして、小規模ながらもさまざまな機能を持った住民自治の仕組みということでございまして、おおむね小学校区の範囲で地域のことをみずから考え、決定し、実行する組

織として、行政とも連携して住みよい地域の形成を図る住民自治の仕組みであると認識しております。

この考え方につきましては、集落活動センターの考え方とも通ずる部分がありますけれども、地域課題を住民みずからが事業化して、解決していくという姿は自治体内の分権の仕組みでもございまして、これから進めていくべき方向であると考えております。本市は、先ほど議員からも説明がありましたとおり、この小規模多機能自治推進ネットワーク会議のメンバーとしても参加をしております。こちらでは、法人格の研究でありますとか先進事例のいろんな情報共有ということで、大変勉強になる会でございますので、これからそういうメンバーなことで情報共有も得て、地域課題の解決に当たっていきたいと考えております。

○議長（岡崎純男） 11番前田議員。

○11番（前田学浩） この雲南市も非常にすばらしい活動をしておるわけですが、最近ちょっとすごいなと思ったのは、これも人口が同規模の牧之原市というところでございますが、実に市民ファシリテーターが50名もいるということです。もう大変驚きました。こういった方が育っていくことによって、市民と協働のまちというのが実際につくられていくんだらうなというふうに、うらやましく感じました。

地方創生において、南国市がそうなんですけれど、5万人規模の自治体が最も汗をかかないといけないというふうに言われてるわけなんですけれど、漠然とした質問になって申しわけないんですが、市長は、この5万人規模の自治体が最も汗をかかないといけないということについて、どのような認識を持って、この人口減少を含めた困難を乗り越ろうとしているのか、最後にお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 5万人規模が1番汗をかかないといけないというのを、具体的にどういうことかというふうに、私が考えるのには、5万という数字は、基本的に私が今まで思ってきた中では、市役所で言いますと、職場風土を変えるという人材育成とか、そういう職場を変えていく上では、5万という数字の人口規模の自治体が、一番適切な大きさではないかというふうに思うところでございます。それは、私がこうち人づくり広域連合の研修とかでも、自治体の意識を変えるという意味では、10万というとなかなか変わりづらいかもしれないが、5万から10万の間というのが一番といいますか、意識が変わる、意識を10年で引き続き継続して研修することで変えていけるという自治体の規模なのかなというのを、研修期間のときに考えたことがございます。

また、このまちづくりという面では、やはり面積ということもあろうかと思いますが、南国市の125.35平方キロメートルということでございまして、この面積と人口という上では、一番、確かに市街化調整区域という規制がありますが、立地的にも物すごく恵まれた、コンパクトな市ではないかと思うところです。そこで、それをどのように発展させていくかという中では、やはり住むところと働く場所という具体的な施策をもって、それを一番最初に考えながら、住みよいまちづくりということを進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（岡崎純男） 11番前田議員。

○11番（前田学浩） 答えにくい質問をして、申しわけありませんでした。市長の選挙ポスターにも書かれてたと思いますけど、「今未来の扉を開くとき」というふうに書かれてたと思います。これは、多分Believeの歌詞からとられたというふうに思いますが、最後にお伝えさせていただきたいのは、まず信頼される市役所をつくって、そこから未来の扉を開いていっていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（岡崎純男） 以上で通告による一般質問は終了いたしました。

これにて一般質問を終結いたします。

—————*—————

○議長（岡崎純男） 明9日と10日は休日のため休会とし、12月11日に会議を開きます。

12月11日の議事日程は、議案の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時54分 散会